

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 101 件

国民年金関係 41 件

厚生年金関係 60 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 125 件

国民年金関係 47 件

厚生年金関係 78 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から51年12月まで

私は、母から、国民年金の加入手続を行った際に、区の職員から勧められて、それまで未納であった国民年金保険料をすべて、さかのぼってまとめて納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付が実施される直前の昭和53年6月ごろに払い出されており、申立人の母親が国民年金保険料を納付したと主張する時期は、第3回特例納付が実施されていた時期である上、申立人が所持する領収証書によると、53年4月から同年9月までの保険料を、第3回特例納付実施期間中である53年7月25日に納付していることが確認できる。また、上記の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、51年4月から同年12月までは、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間直後の保険料は過年度納付していることが確認できる。さらに、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、さかのぼって保険料を納付するに至った経緯、保険料の納付原資等について具体的かつ鮮明に記憶しているとともに、49年6月に国民年金に任意加入して以降、60歳に至るまで保険料をすべて納付している上、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金の諸手続及び国民年金保険料の納付は、妻が行ってくれていた。申立期間の保険料については、当時、自営業の経営状態が思わしくなかったことから申請免除していたが、その後、保険料を追納することができるとことを知り、妻が金融機関で保険料を追納してくれた。自営業の経営が回復した昭和 60 年ごろから何回かに分けて納付したと記憶している。申立期間が申請免除とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び法定免除期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和 60 年 4 月から平成 3 年 3 月までの保険料は前納している。

また、保険料を納付していたとする妻は、納付場所等について具体的に記憶しているとともに、納付したと主張する時期は、申立期間の保険料を追納することが可能な時期である上、申立人が所持する確定申告書（控）によると、当時は保険料を納付するに十分な資力があつたと認められるとともに、申立人が追納したとする昭和 60 年の同申告書の社会保険料等の金額は、実際に必要となる国民年金保険料額を上回る金額が記載されていることが確認できる。さらに、妻は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人が厚生年金保険加入期間中の 48 年 6 月には任意加入し、50 年 4 月から平成 3 年 3 月までの保険料は前納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで

私は、申立期間当時、厚生年金に加入していない会社に勤務していたことから、私の将来を心配した母が、国民年金の加入手続を行い、勤務していた会社が厚生年金に加入するまで国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は52年12月ごろに払い出されているとともに、申立人の国民年金被保険者名簿によると、52年4月から同年12月までの保険料は、同年12月15日に納付していることが確認でき、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足の36年4月から60歳に至るまで保険料をすべて納付しているとともに、母親が加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の兄は、39年8月から60歳に至るまで保険料をすべて納付している上、手帳記号番号が払い出された後ころに39年8月までさかのぼって過年度納付していることが推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち昭和49年1月から50年9月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親

から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 50 年 9 月まで

私は、時期は覚えていないが、母から勧められ、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行うとともに、さかのぼって国民年金保険料をまとめて納付した。自分のお金では足りず、母にお金を出してもらい、納付書により金融機関で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 52 年 5 月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直後の保険料は過年度納付していることが認められる。また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等について具体的に説明している上、申立期間を除き、夫が厚生年金保険加入期間中も任意加入して保険料をすべて納付しているとともに、上記の手帳記号番号が払い出された 52 年 5 月からは保険料を前納している。さらに、国民年金の加入を勧めてくれたとする申立人の母親は、51 年 7 月に任意加入して以降、保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間のうち昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期については覚えていないと供述しているなど、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、両親から勧められて国民年金に加入した。母と一緒に区役所で加入手続を行った際、区の職員から勧められ、それまで未納であった国民年金保険料をすべて分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、厚生年金加入期間中の夫と結婚した昭和 56 年 10 月には国民年金に任意加入して国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 50 年 7 月ごろに母親と連番で払い出されており、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、加入直後の同年 8 月からは保険料を前納している。また、申立人は、国民年金に加入した経緯及びさかのぼって保険料を納付するに至った経緯、納付方法、納付場所等の納付状況について具体的に記憶している上、国民年金の加入を勧め、申立人と一緒に加入手続をしたとする母親は、50 年 7 月 2 日に任意加入して以降、60 歳に至るまで保険料をすべて納付しているとともに、加入した月から付加保険料を含めて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 10 月まで
② 昭和 51 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は、両親から「年金は大事だ。」と言われていたので、20 歳になったころに、国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付してきたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 2 月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能である。また、申立人は、保険料の納付場所について具体的に説明しているとともに、納付場所と説明する郵便局は当時開設しており、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できる上、申立人は、申立期間以降の保険料をすべて納付している。さらに、申立人の両親は、国民年金制度発足の 36 年 4 月から保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、加入手続を行いながら保険料の納付を行わなかったものとは考え難い。
- 2 しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 51 年 12 月から 61 年 12 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である上、さかのぼって保険料を納付した記憶はないと供述しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 8 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 50 年 3 月から 52 年 1 月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、厚生年金加入期間中の夫と結婚した昭和 52 年 2 月には国民年金に任意加入して国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 49 年 7 月ごろに払い出されており、申立人が所持する領収証によると、当該期間直後の保険料を、同年 8 月 13 日に納付していることが確認でき、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人が当時居住していた市によると、当時、過年度保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できる上、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、42 年 7 月に国民年金に任意加入して以降、60 歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②のうち、昭和 50 年 3 月については、申立人が所持する領収証によると、50 年 1 月から同年 3 月までの保険料を、同年 1 月 23 日に納付していることが確認できる上、事実と異なる資格喪失手続により、同年 3 月分の保険料は還付とされるところ、当該月の保険料が還付された事実は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち昭和 50 年 4 月から 52 年 1 月までの期間については、本来、強制加入被保険者となる期間であるが、社会保険庁の記録上、当該期間は被保険者として記録されていないとともに、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、当時の納付状況等に関する記憶が不明確であるなど、ほかに申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 8 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私の夫は、私の国民年金保険料を主に市役所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月以降、国民年金保険料の納付を中断した57年7月まで、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月及び3か月といずれも短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6157

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は、国民年金に加入してからは、国民年金保険料を未納なく郵便局で3か月分ずつ納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、3か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年3月まで

私の国民年金は、姉と同様に私が20歳になったときに母が加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。親元を離れて大学に通っていたときには、両親から生活費とは別に6か月ごとに6か月分の保険料を送付してもらい、自分で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、平成8年9月に当時居住していた市への住所変更手続を行っていることが確認できることから、当該市において申立人の納付書が発行されたと考えられること、申立人は、6か月ごとに母親から保険料相当額を送ってもらって納付していたと説明しており、申立人の母親が記帳していた家計簿の8年9月の欄には「国民年金6か月分」との記載がある上、保険料が納付済みとなっている申立期間後の期間についても同様の記載があることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和42年に国民年金に加入し、第3号被保険者になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする区役所及び郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6176

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで

私は、国民年金保険料を払えない時は免除申請をしており、それ以外の期間は保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付もしくは免除申請をしており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている。さらに、申立人の保険料の納付方法及び納付場所等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 8 月

私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、父が国民年金への加入手続を行った後、さかのぼって納付したはずである。また、申立期間③については、国民年金の再加入手続後、金融機関から納付書で保険料を納付したはずである。申立期間について国民年金に未加入及び保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が国民年金への加入手続及び納付を行ったとする父から聞いた国民年金への加入の契機、時期、加入手続の場所、保険料の納付期間及び保険料の納付場所等の申立人の記憶は具体的である。また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 4 月時点では、申立期間②は過年度納付することが可能な期間であり、父親が区役所の職員に申立人の大学卒業時期を伝えたこと及びさかのぼって保険料を納付したことの記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、1 か月と短期間であり、国民年金への再加入手続を昭和 52 年 8 月にしたことがオンライン記録から確認できる上、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身

は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親から保険料の納付場所、納付額などの納付状況を聞いた記憶も曖昧であるなど、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は当時学生であることから国民年金への加入は任意となるため、制度上昭和 50 年 3 月以前はさかのぼって保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から44年4月まで
② 昭和46年2月から47年2月まで
③ 昭和47年10月から48年3月まで

私は、申立期間①については父親が国民年金保険料を納付しておくと言っていたのを記憶しており、申立期間②については私が保険料を納付した。また、申立期間③については結婚の届出の時に国民年金の手続も行い、会社を退職した昭和47年10月まで保険料をさかのぼって納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、6か月と短期間であり、国民年金手帳記号番号が払い出された49年6月時点では、過年度納付することが可能な期間であり、申立期間③直後の保険料は過年度納付されている。また、さかのぼって納付した期間、納付方法及び納付場所等の申立人の記憶が具体的である上、納付したとする金額は申立期間③の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の、国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 6 月時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から同年8月まで
② 昭和60年1月から同年6月まで

私は、父から国民年金は大切なものだから、会社を辞めた際は、加入手続を必ず行うように言われていたので、会社を辞めた後、すぐに国民年金の加入の手続をした。保険料は送られてきた納付書を持って自分で区役所の出張所に行き、数か月分をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間であり、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年5月ごろでは、過年度及び現年度納付することが可能な期間である。また、国民年金に加入した契機、加入時期、保険料納付の時期、納付方法及び納付場所等の申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、厚生年金保険から国民年金への種別の変更は、昭和63年9月に追加訂正されたことがオンライン記録により確認できることから、申立人は、申立期間②当時は国民年金への再加入手続を行っておらず、申立期間②は国民年金の未加入期間であったことが推認できるなど、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和58年3月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月から同年 5 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和 56 年 2 月に、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の直後の国民年金保険料を納付している上、当該期間は 9 か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 59 年 1 月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法と合致し、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納業務を取り扱っている上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻及び申立人^{あいまい}は、国民年金の加入手続を行ったとする場所及び保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私は、婚姻後国民年金に夫婦で加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年4月から51年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区及び町の納付方法と合致しており、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が当時居住していた区の住所が記載されておらず、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿には、不在処理された旨が記載されていることから、当該期間中申立人に対して納付書が送達されていなかったと考えられる。さらに、申立人が保険料を納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年6月まで

私は、夫が亡くなった昭和42年に国民年金の加入手続きを行い、納付していなかった国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後は保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間については、申立人は、当該期間の直後から60歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された49年5月時点では、申立人は、過年度納付及び特例納付しなければ年金の受給資格を満たさないことから、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、第2回特例納付により36年4月から42年12月までの保険料を特例納付し、当該期間直後の保険料を過年度納付したものと考えられる。さらに、当該手帳記号番号払出時点では当該期間の保険料を過年度納付できること、及び納付済みとされている保険料に加えて、当該期間の保険料を納付すると受給資格期間を3か月超えることを踏まえると、申立人は、保険料をさかのぼって納付したと主張する42年ではなく、当該手帳記号番号払出時点に当該期間の保険料を含めて過年度納付及び特例納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年1月から47年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付額等の記憶が曖昧である。また、上記のとおり、申立人は受給資格期間

を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付等を行ったものと考えられる上、申立人が主張するとおり、42年から保険料を納付してきたとすれば、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区における当該期間の過半の納付方法と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、会社を退職した昭和45年10月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の国民年金保険料を納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和46年1月に払い出されている上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年9月まで
② 昭和47年4月から同年7月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、47年8月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間中申立人の仕事や住所に大きな変化はなかったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付場所の記憶が曖昧である上、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人が当該期間当初の昭和47年4月に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から4年3月まで
② 平成9年4月から10年3月まで

私は、平成3年当時は何とかやりくりして郵便局で国民年金保険料を納付しており、申立期間①についても保険料を納付しているはずである。その後、保険料の免除制度を知り、生活に余裕がないため平成4年度から毎年免除申請し、承認を受けている。申立期間②も免除申請の承認を受けたと記憶している。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金加入後は当該期間直前まで国民年金保険料を納付済みであり、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人が保険料を納めていたとする申立人の元夫の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の当該期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、社会保険庁のオンライン記録から平成12年3月に過年度納付書が発行されていることが確認でき、その納付対象期間は当該期間の一部であったと推測されることから、当該期間内に保険料が免除されていない期間があったものと考えられる。また、元夫も当該期間は申請免除期間となっていないなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6191

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 5 月の結婚前に、区役所で第 3 号被保険者になるための説明を受けるとともに、国民年金の加入手続をし、2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 6 月時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間は 12 か月と短期間である。また、申立期間直前の 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年6月から42年3月まで

私は、昭和37年6月に退職後、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、母が私の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。区役所職員及び知人の勧めもあり、1年間さかのぼって納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。申立期間②のうち昭和41年4月から42年3月までの期間については、申立人の母親が申立人の保険料を集金人に納付していたとする方法は、当時、申立人及びその両親が居住していた区の収納方法と合致する上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された41年12月時点で、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②のうちの昭和37年6月から41年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された41年12月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付

することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6193

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで
私の母は、大学在学中の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は大学在学中の平成3年11月ごろに払い出されており、申立人は、申立期間直前の期間の国民年金保険料を納付済みであり、申立期間の他に未納期間は無く、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間を含む昭和54年3月から平成18年*月に60歳に達するまでの期間の自身の保険料をすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6194

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、母に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は遅れても忘れずに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳が発行された昭和49年1月時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立期間直前の47年6月から48年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで

私は、両親から国民年金の加入を勧められ、大学卒業後に市役所で加入
手続を行い、以後は母に国民年金保険料を渡して母の分と一緒に納付して
もらっていた。婚姻後、母から何枚もの領収書を貼付した年金手帳を受け
取り、大事な物だからこれからは自分で管理するように言われたことを記
憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされているこ
とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和47年4月から51年3月までの期間については、申立人
は、当該期間当時、金融機関の職員が保険料の集金に来ていたと説明してお
り、申立人の母親が、当該期間の保険料の納付を依頼していたとする金融機
関では、納付書による保険料の納付の依頼がある場合、職員が保険料を預か
っていたことが確認できること、申立人の保険料と一緒に納付していたとす
る母親は、国民年金制度発足当初から当該期間を含め自身の保険料をすべて
納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、婚姻後の昭和51年4月から52年3月まで
の期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付
状況についての記憶が不明確である。また、申立人は、当該期間直後の52年
4月に任意加入しており、当該期間は制度上、保険料をさかのぼって納付す
ることができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付してい
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6201

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、申立人に還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を二重に納付していたことが所持していた領収証書により判明し、社会保険事務所に問い合わせたところ、昭和 60 年 7 月に還付しているとの回答があった。還付金を振り込んだとする夫名義の口座について、振り込んだとする口座名義人の名前が夫のものとは異なっており、還付された記憶も無く、申立期間の保険料が還付されているということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金保険料の領収証書により、申立人は、申立期間の保険料を二重に納付していたことが確認できる。また、社会保険庁のオンライン記録では、還付金を振り込んだとする銀行口座は、口座番号は申立人の夫のものであるものの、口座名義人氏名は夫の氏名ではなく、申立人は当該名義人氏名を承知しておらず、申立人の近親者の氏名でもない上、口座を管理している銀行が所属する協会は、口座の名義人が 1 文字でも違えば、その口座に振り込まれることは無いと説明している。

さらに、申立人の居住していた区を管轄する社会保険事務所には当時の還付記録簿等が残っておらず、申立人は還付を受けた記憶が無いことを踏まえると、申立期間の保険料が申立人に還付されていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和49年9月

私は、昭和50年12月に43年6月から50年3月までの国民年金保険料を納付したにもかかわらず、市から申立期間①の未納通知が届いた。市に対し納付済みであると説明したが、認めてもらえず、55年6月に申立期間①の保険料を重複して納付した。また、後日、申立期間②が厚生年金保険加入期間であり、50年12月に重複して納付していることがわかったが、保険料を還付してもらっていない。重複して納付した申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和43年6月から50年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す50年12月12日付け領収書及び48年4月から49年3月までの保険料を納付したことを示す55年6月23日付け領収書を所持していることから、当該期間の保険料を重複して納付したことが確認できる上、当該期間の保険料を還付等したことを示す記録も見当たらないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が所持する上記の領収書により、当該期間の国民年金保険料が厚生年金保険加入期間と重複して納付されたことは確認できるものの、社会保険庁の記録には、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日、振込先の預金口座番号、送金通知書作成年月日が明確に記録されており、当該記録内容に不合理な点は見当たらない。また、当該期間の申立人に対する保険料の未還付や誤還付により保険料が納付された

ままとっている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から45年5月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

昭和46年から56年まで婚姻していた私の夫は、何回かに分けて、申立期間①の私の国民年金保険料を銀行で納付書により納付してくれた。また、夫は、昭和50年12月に、45年5月から50年3月までの私の保険料を納付してくれた。この時夫は、誤って45年5月の保険料を重複して納付した。さらに、申立期間②の私の保険料を既に納付しているにもかかわらず、市から未納通知が届いた。夫は、市に対して納付済みであると説明したが、認めてもらえず、55年6月に、申立期間②の私の保険料を重複して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、納付済みと記録されている昭和45年5月の国民年金保険料のほかには、当該期間後の46年に婚姻した申立人の夫（以下「申立人の夫」という。）が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫及び申立人は、保険料の納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された45年7月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は12か月と短期間である。また、保険料を納付したとする昭和55年6月時点では、第3回特例納付が実施されており、当該期間は強制加入期間であることから、当該期間の保険料を特例納付することができる。さらに、納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額と一致しており、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫も、当該期間が第3回特例納付により納付済みとなっているなど、55年6月に当該期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和50年12月に納付したとする当該期間の保険料については、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする時点では、第2回特例納付が実施されているものの、当該期間は第2回特例納付対象期間ではない上、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない。また、保険料を納付したとする申立人の夫及び申立人は、保険料の納付額の記憶に曖昧な点があるなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6207

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 55 年に会社を退職した後、何年かして、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の昭和 57 年 10 月に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立期間の前後の国民年金保険料を納付している上、申立期間は 12 か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、納付したとする市役所及び金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っていた。さらに、同居していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 51 年 3 月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 47 年に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所内の金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直後から 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。また、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っており、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から52年3月まで
② 昭和52年7月から61年3月まで

私の夫は、昭和53年か54年ごろに区役所職員から2年さかのぼって加入できると言われ、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納めたはずであり、その後の保険料は、夫が納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間直後の昭和52年4月から同年6月までの3か月の国民年金保険料は、厚生年金保険に加入していたとして52年8月に還付決議が行われ、一時未納とされたものの、その後、厚生年金保険に加入していたことが確認できないとして平成21年10月に納付済みに記録訂正されていることが確認できるなど記録管理が適切に行われていなかった状況が見られること、また、当該期間は、記録訂正期間の直前であることから、当該期間についても納付書が発行されていたと考えられることなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫は申立人の保険料の納付開始時期及びさかのぼって納付した保険料額に関する記憶が不明確である上、昭和59年5月作成の年度別納付状況リストでは、当該期間は未加入期間となっており、上記の52年8月の還付決議が行われた後は当該期間の納付書が発行されていなかったと考えられるなど、当該期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 12 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 49 年 12 月まで
② 昭和 52 年 9 月から 58 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、母が私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付していたと思う。昭和 52 年 9 月以降は、自分自身で保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続等を一緒に行ったこと、その後納付書が届いて郵便局でそれぞれの保険料を納付していたことを具体的に説明している。また、申立人は、加入手続先の区が発行した国民健康保険被保険者証を所持しており、当該被保険者証は当該期間直前の昭和 52 年 8 月 31 日に交付されていることが確認できること、同区では国民健康保険と国民年金を一緒に加入することを勧めていたと説明していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は 52 年 1 月に払い出されていることから当該期間の納付書が発行されていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申

立人の手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 1 月時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月、50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、51 年 1 月及び同年 2 月、51 年 6 月及び同年 7 月、52 年 8 月から同年 10 月までの期間の保険料については還付されていないものと認められることから、納付記録及び還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 51 年 1 月及び同年 2 月
④ 昭和 51 年 6 月及び同年 7 月
⑤ 昭和 52 年 8 月から同年 10 月まで
⑥ 昭和 63 年 1 月から同年 6 月まで

私は、国民年金保険料を定期的に納めることはなかったが、機会があるごとに未納となっていた保険料をさかのぼって納めてきた。また、申立期間③、④及び⑤については、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず国民年金保険料も納めていた。申立期間①、②及び⑥の保険料が未納とされ、申立期間③、④及び⑤の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間は 1 か月と短期間であり、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 43 年 7 月の欄に「金融機関納付」の押印があり保険料の納付があったと推察される上、当該期間は 63 年 12 月に未納期間に記録訂正されるまでは未加入期間とされていたが、当該期間の保険料が還付された記録は確認できない。

また、申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人は当該期間直前の保険料を第 3 回特例納付で納付しており、当該期間の

保険料も第3回特例納付で納付することが可能であった。

さらに、申立期間⑥については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人は当該期間直前の保険料を過年度納付しており、当該期間の保険料も過年度納付することが可能であったなど、申立期間①、②及び⑥の保険料が未納となっていることは不自然である。

- 2 申立期間③、④及び⑤については、社会保険庁のオンライン記録で昭和63年12月に当該期間の過誤納が判明したことが確認できるが、この時点で当該期間の還付金を記録上未納となっていた63年1月に充当することが可能であったにもかかわらず充当処理は行われていないなど、還付に係る事務処理が適切に行われていなかった状況が認められる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和43年7月、50年1月から同年3月までの期間及び63年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、51年1月及び同年2月、51年6月及び同年7月、52年8月から同年10月までの期間の保険料については還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、当時勤務していた理容店の店主が給料から天引きして納めてくれていた。また、申立期間③の保険料も、店主が納付してくれたか、退社後に自身で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、申立期間②直後の昭和 45 年 7 月以降当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は 9 か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当時勤務していた理容店の店主が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間①については、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている当時の勤務先の同僚 2 人は、申立人と同様、当該期間直後の昭和 44 年 4 月から保険料の納付を開始しており、それ以前は未納であったこと、申立期間②については、店主夫婦及び上記同僚のうち 1 人（上記同僚のうち他の 1 人は当該期間前に既に退職）も未納であったことなど、店主がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6217

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月まで

夫は、私の国民年金加入手続をし、私の国民年金保険料を区役所で納付してくれていた。娘が生まれた昭和 48 年より前の時期に、夫婦二人分をさかのぼって納付してくれた記憶があり、その後も、夫は定期的に区役所で夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、娘が生まれた昭和 48 年より前に保険料をさかのぼって納付したと説明しており、申立人の夫は、特殊台帳により、43 年 4 月から同年 12 月までの保険料を第 1 回特例納付で納付していること、及び 46 年 3 月 1 日に 44 年 1 月から 45 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、この納付状況は申立人の説明する納付方法等と合致する。また、申立人は、さかのぼって納付した後は、夫婦二人分の保険料を定期的に納付してきたと説明しており、夫は、特殊台帳により、昭和 45 年 4 月分以降の保険料を現年度納付していることが確認でき、この納付状況も申立人の説明と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6223

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私の国民年金保険料は両親が納めてくれていたが、いつまでも両親に負担してもらうのは申し訳なかったので、自身で保険料の免除申請を行った。しかし、翌年、免除申請のことを知った母が申立期間の保険料を追納してくれた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び大学在学中の申請免除期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、大学院在学中の平成9年度に保険料の免除申請を行ったこと、翌年、市役所で追納保険料を納付しようとした際にここでは収納できないと言われたこと、その後申立人の申請免除に気付いた母親が追納したことなど、母親が追納を行うことになった経緯、状況について具体的に説明しており、申立人の保険料を追納したとする母親の証言内容と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 6 月まで

私の母は、姉妹同じように国民年金の加入手続を行い、20 歳からの私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人及びその姉の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母親は、姉妹同じように保険料を納付したと説明しており、姉の国民年金手帳の記号番号は姉の 24 歳時の昭和 48 年 11 月に払い出されており、20 歳からの保険料を第 2 回特例納付及び過年度納付により納付していること、申立人の手帳記号番号が払い出された 54 年 10 月は第 3 回特例納付実施期間であり、当該払出時点で過年度保険料が納付されていることなどから、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を特例納付したと考えることは不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと、60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 7 月から 51 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①、②及び③については、昭和 41 年 10 月の転居後に国民年金の加入手続を行い、区役所の出張所で国民年金保険料をきちんと納めていた。申立期間④については、昭和 51 年度から平成元年度の保険料は免除申請をしていたはずである。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの期間については、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の元夫は、特殊台帳により、当該期間直前の 43 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 9 月に申立人と一緒に納付していること及び当該期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。申立期間④については、申立人は、51 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間は当該期間を除き保険料の免除申請をしており、当該期間は 3 か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が免除されていたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうち昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時にさかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧であり、元夫も 45 年 4 月から 47 年 3 月までの申請免除期間を除く当該期間の保険料は未納である上、申立人は、元夫の免除期間について自身の保険料の免除申請をした記憶はないと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと、60 年 4 月から同年 6 月までの保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年3月まで

私は、平成2年に区役所で国民年金に加入した際に、担当者から未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう勧められ、納付可能な保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年7月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続をおおむね適切に行っている上、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年9月時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人は、申立期間直前の昭和63年7月から同年9月までの保険料を過年度納付しているなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 21 日から 39 年 4 月 23 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明を受けていない上、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 41 年 6 月 7 日に支給決定されている上、申立期間の事業所は、脱退手当金の代理請求を行っていないと説明していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる時期には別の事業所に勤務し、共済組合に加入しており、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の一部について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、その標準報酬月額に係る記録について、申立期間のうち昭和38年3月から同年9月までの期間については2万6,000円、40年3月については3万3,000円、同年9月については3万6,000円、昭和41年4月から同年9月までの期間については3万9,000円、42年5月については4万5,000円、同年9月については4万8,000円、43年6月については5万6,000円、44年5月については6万円、及び55年8月については30万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から平成5年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていることが分かった。当時の給与支給明細書があるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人から提出された給与支給明細書、給与所得の源泉徴収票及び住民税に係る特別徴収税額の通知書（以下、これらを総称して「給与支給明細書等」という。）から、申立人は、申立期間のうち昭和38年3月から同年9月までの期間、40年3月、同年9月、41年4月から同年9月までの期間、42年5月、同年9月、

43 年 6 月、44 年 5 月及び 55 年 8 月（以下、これらの期間を総称して「本件訂正対象期間」という。）について、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い給与を受け、かつ当該標準報酬月額に見合う保険料額より高い金額を控除されていることが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、申立人の標準報酬月額に係る記録について、申立期間のうち昭和 38 年 3 月から同年 9 月までの期間については 2 万 6,000 円、40 年 3 月については 3 万 3,000 円、同年 9 月については 3 万 6,000 円、41 年 4 月から同年 9 月までの期間については 3 万 9,000 円、42 年 5 月については 4 万 5,000 円、同年 9 月については 4 万 8,000 円、43 年 6 月については 5 万 6,000 円、44 年 5 月については 6 万円、及び 55 年 8 月については 30 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る上記の期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の取締役は不明としているが、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致しない月が、申立期間において複数回確認できることから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、本件訂正対象期間を除く期間については、前述の給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、社会保険庁の申立人に係る記録の標準報酬月額と一致、あるいは下回っており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与から、社会保険庁の記録どおり、あるいはさらに低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 5 年 3 月 21 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 8 月から 5 年 2 月までの期間は 53 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 7 月 30 日）の後の同年 8 月 20 日付けで、さかのぼって 8 万円に減額訂正され、申立人と同様に同日付けで 3 人、同年 8 月 26 日付けで 10 人の被保険者についても、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、昭和 60 年 3 月 8 日にA社の取締役役に就任し、平成 5 年 3 月 31 日に退任していることが確認でき、減額訂正処理が行われた時点では同社の取締役役ではない上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、他社の厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

また、当時の申立人の同僚は、申立人は営業全般を担当する取締役であり、

社会保険関係の業務には従事していなかったと供述している。

なお、当時のA社の代表取締役は、既に死亡しているため、事業主からは、申立人に係る申立期間当時の標準報酬月額の減額処理に関する状況は確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年5月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及び事業主から提出された辞令簿により、申立人は、昭和31年4月1日にA社へ入社し、同日から同年5月31日まで同社B工場で試傭期間とされた後、同年6月1日に同工場に配属となっていることが確認できるほか、雇用保険の加入記録により、申立人は、同年4月15日から49年4月30日まで同社で加入していることが確認できることから、申立期間を含め同社で継続して勤務していることが確認できる。

また、昭和31年4月1日に同職種として、A社へ入社し同社B工場に配属された申立人及び同僚二人について、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者としての加入記録を確認したところ、当該同僚二人は、事業主から提出された辞令簿により、試傭期間であったにもかかわらず、同社入社日である31年4月1日に

厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人のみが同年5月30日に厚生年金保険の被保険者記録を取得している。

さらに、事業主から提出された辞令簿により、A社に申立人と同期入社した従業員19人について、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該従業員の厚生年金保険の被保険者としての加入記録を確認したところ、職種及び研修課程が異なる獣医師の資格で入社した5人を除き、申立人と同職種で共に研修を受講した14人の同僚は、研修後に配属された工場等(工場等ごとに厚生年金保険の適用事業所となっている。)は異なっているが、すべて試傭期間の有無に関係なく、同社入社日である昭和31年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年5月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、現在は試傭期間も厚生年金保険に加入させているとしているものの、申立期間当時のことは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年10月4日に、資格喪失日を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月4日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細票があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出された給与明細票及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間について、A社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細票の厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人が申立期間に同社に勤務したか否か、厚生年金保険料を控除したか否かについては不明としている。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当

該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 11 年 10 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成元年5月から3年4月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、元年5月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から2年9月までの期間は41万円、同年10月から3年4月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から3年7月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低い額に訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年5月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から2年9月までの期間は41万円、同年10月から3年4月までの期間は47万円と記録されていた。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成3年5月7日付けで、遡^{そきゅう}及して11万円に減額訂正されている上、同社においては、申立人を含む12名の標準報酬月額が、同様に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所では、申立期間当時の文書は保存期間が経過していることから保存されておらず、A社の厚生年金保険料の滞納に関する状況は確認できないが、同社の複数の従業員は、申立期間当時、同社の経営状況は非常に苦しくなっており、その結果、同社は不渡りを出したことを供述していること

から、同社において、社会保険料の滞納があった可能性が認められる。

なお、A社の複数の元従業員は、申立期間当時、申立人は同社の店長であったが、厚生年金保険に係る事務は行っていなかったと供述しており、また、申立人は、自身の標準報酬月額の減額訂正について、A社から説明は無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年5月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から2年9月までの期間は41万円、同年10月から3年4月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

なお、当該訂正処理が行われた後の平成3年5月及び同年6月の厚生年金保険料については、申立人が、事業主により給与から訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、当該期間の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る標準賞与額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

A社に勤務していた申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金の給付に反映されないこととされているので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、平成17年12月10日に、同社から賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の賞与明細書に記載されている当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月

10日に申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 3 月 21 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっているが、当時の給与支払明細書では標準報酬月額 34 万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書、平成 10 年分源泉徴収票及び A 社の事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されていないことから申立人の申立期間に係る標準報酬月額を減額するための届出を社会保険事務所に行ったか否かは不明としているが、訂正前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を申立人の給与から控除したものの、当該保険料は、社会保険事務所に納付していないと供述していることから、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い額に訂正されている。同社では取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 9 月 30 日の後の同年 11 月 24 日に、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されている上、同社においては、申立人のほか 5 名の標準報酬月額についても、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A 社の商業登記簿謄本から、当該訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び複数の取締役は、申立人は、営業担当として勤務しており、社会保険手続に関する権限は無かったと供述しており、また、同社の代表取締役は、同社の代表者印を自らが所持し管理していたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社

会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年4月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年2月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年3月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年2月までの期間は59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年3月31日の後の同年4月27日に、さかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、当時のA社の従業員は、「申立人は、申立期間当時、取締役ではなく、また、社会保険事務に関与する責任ある立場ではなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年4月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年2月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成16年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年5月1日まで

A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された人事記録、賃金計算書及び同病院の総務担当者の供述から判断すると、申立人は申立期間に同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A病院から提出された賃金計算書及び申立人の同病院における平成16年2月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A病院は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載及び提出を誤り、平成16年3月31日を資格喪失日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を 22 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低い額に訂正されている。同社では一般従業員として勤務しており、また、厚生年金保険に関する事務には関与していなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 10 月 1 日の後の 6 年 3 月 3 日に、さかのぼって 11 万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の複数の従業員は、申立人が役員ではなく、一般の従業員であり、社会保険事務を担当していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年11月24日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低い額に訂正されている。同社では一般従業員として勤務しており、また、厚生年金保険に関する事務には関与していなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年3月19日の後の同年7月13日に、さかのぼって9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の複数の従業員は、申立人が役員ではなく、一般の従業員であり、社会保険事務を担当していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における資格喪失日は、昭和44年6月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた期間に事業所間の異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍期間等証明書、雇用保険の記録、同僚の供述及びA社健康保険組合の加入記録から、申立人は、申立期間について、同社に継続して勤務(昭和44年6月にA社本社から同社B工場に異動)していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社厚生年金基金の年金裁定等通知書に記載されている申立人の厚生年金基金加入員期間から、同基金においては、申立期間についても加入期間とされていることが確認できる。

さらに、A社では、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和44年6月1日に申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和

44 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を昭和 62 年 9 月から 63 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から平成 7 年 10 月 25 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額より低いことが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和 62 年 9 月から 63 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円と記録されていたが、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 7 年 10 月 25 日より後の同年 11 月 29 日付けで、申立人を含む 4 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は昭和 62 年 9 月から平成元年 11 月までは 6 万 8,000 円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成元年 3 月 31 日から同社の監査役であったが、3 年 1 月 30 日に監査役を退任しており、上記減額

訂正が行われたときには同社の役員でなかったことが確認できる。また、同社の代表取締役及び複数の従業員は、申立人は同社の社会保険事務には関与していなかった旨供述しており、これらのことから、申立人が同社の社会保険事務について権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から昭和 62 年 9 月から 63 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年12月から12年11月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成11年12月から12年11月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から13年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成8年11月から11年9月までは22万円、同年10月から12年6月までは24万円、同年7月から13年3月までは9万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった平成12年分の給与所得の源泉徴収票により、申立期間のうちの12年1月から同年12月までの分の給与から、47万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

また、上記の源泉徴収票及び申立期間当時にA社に勤務していた同僚が保有する給与明細書から、同社における厚生年金保険料等の控除の方法は翌月控除

であったことが推認できる。

これらのことから、申立期間のうち、平成 11 年 12 月から 12 年 11 月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないとしており、上記の源泉徴収票において確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、源泉徴収票において確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 8 年 11 月から 11 年 11 月までの期間及び 12 年 12 月から 13 年 3 月までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、申立人から提出された申立人名義の預金通帳の写しにより、申立期間のうちのほとんどの期間において、申立人について、給与の分割払又は未払が繰り返されており、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額に相当する報酬月額よりも低い額の給与が支給されているときがあることも確認できる。

さらに、A 社の同僚から提出された平成 11 年 8 月から 13 年 3 月までの分の給与明細書によると、おおむね 40 万円程度の給与が支払われているが、給与からの厚生年金保険料の控除は、22 万円ないし 24 万円の標準報酬月額に基づき行われていることから、同社では、標準報酬月額を決定する際の基礎となる報酬月額について、実際の給与の額よりも低く社会保険事務所に届け出ていたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 8 年 11 月から 11 年 11 月までの期間及び 12 年 12 月から 13 年 3 月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、38 万円と記録されていたが、申立人が A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 5 年 1 月 21 日より後の 6 年 7 月 18 日付けで、9 万 8,000 円に減額訂正されている上、申立人を除く 3 人の標準報酬月額の記録についてもさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の代表者は、既に亡くなっており上記^{そきゅう}遡及減額訂正について確認することができないが、申立人は、「退職前の 1 年間は、入金があり次第未払の給料は一括精算するとの代表者の言葉を信じて勤務していたが、給与は支払われなかった。」と供述しており、同社の元役員は、「当時、A 社の経営状況は悪く、給与が支給されないときもあった。」と回答していることから、同社は、厚生年金保険料の支払についても苦慮していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、平成3年1月20日であると認められることから、申立期間の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成2年4月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年1月20日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成3年1月20日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成3年1月20日以降の同年2月16日付けで、申立人の同社における資格喪失日が2年12月27日と記録され、4年2月29日付けで、申立人の2年4月から同年11月までの標準報酬月額が53万円から9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の他の取締役及び従業員は、「申立人は、B関係の担当者であった。」、「同社の社会保険関係事務は、代表取締役の父と経理部長に権限があ

り、申立人は、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」と供述している上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、平成3年7月1日から別の事業所で勤務していたことが確認できることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、当該処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が上記処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に基づく記録が有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所に該当しなくなった日である平成3年1月20日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、2年4月から同年11月までは、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり53万円に訂正し、同年12月は、当初届け出た同年11月の社会保険庁のオンライン記録から53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、平成4年3月から5年2月までの標準報酬月額については、36万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年8月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成5年8月ごろに同社を退職した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった社内資料により、申立人は、平成5年4月15日までA社に営業職として勤務していたことが確認できる。

一方、申立人及びA社の複数の従業員については、平成4年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同社が適用事業所に該当しなくなった5年1月31日以降であり、約1年後の5年3月1日に行われているところ、他の被保険者については、4年4月1日から5年2月28日までに資格を取得又は喪失した旨の処理が12回にわたり行われており、これら12回の処理が資格の得喪の日からいずれも2か月以内に行われていることが確認できることから、申立人の資格喪失に係る処理は、事業主による有効な届出に基づくものではなかったと認められる。

また、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の役員ではないことが確認でき、申立人は、同社では営業担当の従業員であったことから、申立人が当該処

理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該資格の喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた平成5年3月1日とすることが必要であると認められる。

なお、平成4年3月から5年2月までの標準報酬月額については、4年2月の社会保険庁のオンライン記録から36万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年3月1日から同年8月31日までの期間について、申立人及びA社の複数の従業員は、当該期間において国民年金の保険料を納付している上、B市の国民健康保険の加入記録によると、申立人は、5年2月26日から国民健康保険の被保険者であったことが確認できることから、同社において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成13年2月から同年6月までの期間は32万円、同年7月から同年10月までの期間は62万円に訂正することが必要である。

また、平成13年4月から同年6月までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成13年4月から同年6月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から同年11月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年2月から同年6月までの期間は32万円、同年7月から同年10月までの期間は62万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年11月30日の後の15年6月24日に、申立人を含む3名の標準報酬月額がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について

20 万円に訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行うべき合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 13 年 2 月から同年 6 月までの期間は 32 万円、同年 7 月から同年 10 月までの期間は 62 万円に訂正することが必要である。

次に、平成 13 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人が保有している当該期間に係る給与明細書により、申立人は当該期間においてその主張する標準報酬月額（41 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所及び代表者に連絡が取れず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A 社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 10 月から 6 年 1 月までの期間は 53 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 4 月 30 日の後の同年 5 月 13 日に、申立人を含む 10 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は申立期間について 8 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A 社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における他の同僚二人は、申立人は産業廃棄物担当の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年10月から6年1月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に、資格喪失日に係る記録を30年1月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、29年4月は8,000円、同年5月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年1月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、C社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の同僚は厚生年金保険に加入しており、一緒に働いていた自分が加入していないことは考えられないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社B支店における複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

そして、上記の複数の同僚は、申立期間当時、C社B支店においては、ほぼすべての従業員が強制的に厚生年金保険に加入させられていた旨供述している。

また、申立人と同時期にC社B支店に勤務し、同じ業務に従事していた同僚には、A社B支店における厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

なお、商業登記簿謄本により、A社は昭和28年11月28日付けでC社に商号を変更していることが確認できるが、社会保険事務所の記録では、厚生年金

保険の適用事業所として、A社B支店をC社B支店へと名称を変更したことを確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から、昭和29年4月は8,000円、同年5月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年1月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社から同社C工場への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和37年1月5日に同社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月22日から同年9月28日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。標準報酬月額の引下げについては関知していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から同年8月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年7月31日）の後の7年8月9日に、申立人を含む取締役等9名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間は8万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた日より以前の平成5年11月30日に同社の代表取締役を辞任していることが確認でき、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認めら

れず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所の戸別訪問により、A 社に取締役として勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違していることが判明した。標準報酬月額の引下げについては、関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 3 月 31 日の後の同年 4 月 2 日に、申立人を含む二人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、32 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿謄本により、A 社の取締役であったことが確認でき、社会保険事務を含む総務担当役員として勤務していたと供述しているが、当時の代表取締役に照会したところ、上記減額訂正処理については、当該代表取締役が一人で社会保険事務所に赴き書類を提出し、申立人に対しては事後に説明をしたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から10年4月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、夫が事業主であるA社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低いことが判明した。申立期間において、給料が下がったことはないので標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年4月30日の後の同年6月1日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は監査役であったことが確認できるが、代表取締役は、申立人は社会保険に係る手続きに関する権限は無く、標準報酬月額の引下げについては関与していなかったと供述している上、同社の社会保険事務担当者も、申立人は名義のみの役員であり、社会保険関係の業務には従事していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、昭和 61 年 11 月 21 日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を昭和 60 年 11 月から 61 年 9 月までは 12 万 6,000 円、同年 10 月は 11 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 11 月 21 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している期間がある。また、勤務地の変更はあったが、退職まで継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い期間がある。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、また、退職までの期間を、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A 社に昭和 61 年 11 月 20 日まで勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 61 年 12 月 28 日の後の 62 年 3 月 6 日付けで、申立人の 61 年 10 月の標準報酬月額について定時決定の記録が取り消され、また、申立人の同社における資格喪失日についても、当初、61 年 11 月 21 日と記録されていたものが、さかのぼって同年 8 月 31 日に訂正されるとともに、60 年 11 月から 61 年 7 月までの標準報酬月額が 12 万 6,000 円から 7 万 6,000 円に減額

訂正されている。

また、社会保険事務所の記録によると、A社において資格喪失日の記録が昭和 61 年 8 月 31 日と訂正されている者が申立人のほかに 7 名おり、このうち、3 名については標準報酬月額記録も減額訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る資格喪失日及び標準報酬月額に係る記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た昭和 61 年 11 月 21 日に訂正し、また、標準報酬月額については、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た記録から、60 年 11 月から 61 年 9 月までは 12 万 6,000 円、同年 10 月は 11 万 8,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年8月31日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違している。実際の給与は月額150万円であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年8月31日以降の同年10月5日に、5年8月から6年10月までは8万円に、同年11月から7年7月までは9万2,000円に減額訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及による訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できるが、上記^{そきゅう}遡及訂正は、同社が地方裁判所から破産宣告を受けた平成7年9月*日より後に行われており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は、破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人が、代表取締役として当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 9 年 7 月 11 日まで

社会保険庁の戸別訪問（2 万件調査）により、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、平成 9 年 1 月 9 日付けで、7 年 10 月及び 8 年 10 月の定時決定が取り消され、7 年 8 月 1 日に遡^{そきゅう}及して 59 万円から 30 万円に減額訂正され、さらに、A 社が適用事業所に該当しなくなった 10 年 3 月 31 日（以下、「全喪日」という。）以降の同年 4 月 13 日付けで、8 年 4 月から 9 年 6 月まで 30 万円が 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

また、社会保険法のオンライン記録により、A 社の全喪日前の平成 9 年 1 月 9 日付けで申立人を含めて 3 人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正され、全喪日後の 10 年 4 月 13 日付けで申立人を含めて 4 人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されたことが確認できる。

さらに、A 社の代表取締役及び減額訂正が行われた当時の経理担当者は、「同社の経営は大変苦しく、平成 7 年 11 月ごろから厚生年金保険料の滞納があった。」と回答している。

なお、A 社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが

確認できるが、同社の代表取締役及び経理担当者は、「申立人は社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は社会保険事務について権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成9年1月9日及び10年4月13日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は、事実^{じじつ}に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該減額訂正に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年5月から同年9月までは38万円、同年10月から6年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から6年4月6日まで

社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年4月6日以降の同年5月19日付けで、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、当初、4年5月から同年9月まで38万円、同年10月から6年3月まで36万円が、それぞれ9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の役員でないことが確認でき、同社で雇用保険に加入していたことから、申立人は一般従業員であったと推認できる。

また、A社の代表取締役は、「厚生年金保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初

届け出たとおり、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成4年5月から同年9月までは38万円、同年10月から6年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における資格喪失日は、平成10年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から13年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時、自らの被保険者資格の喪失等に係る届出を社会保険事務所に対して行った記憶は無く、申立期間も社会保険事務所に対して厚生年金保険料が納付されていたはずであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社は、平成9年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること（以下「全喪」という。）が確認できるところ、その原因は「認喪」となっており、同日以降の11年7月9日に、申立人を含む二人の被保険者全員について、同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が9年1月1日にさかのぼって行われていることが確認できる。

このことについて、A社の所在地を管轄する社会保険事務所では、「書類保存年限の経過等により事実を確認する資料が無いため、詳細については不明である。」と回答しているものの、平成11年7月当時、全喪や資格喪失に係る届出、同意等の同社による関与無く、社会保険事務所において、職権により同社

を全喪させ、かつ、申立人を含む同社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる処理（以下「認定全喪等」という。）が、さかのぼって行われたものと考えられる。

一方、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する地方公共団体から提出のあった、平成9年9月26日付けの同社による宅地建物取引業免許の申請に係る資料等及び金融機関から提出のあった、同社に係る預金取引明細表上の同年12月までの入金記録等から判断すると、申立期間のうち、同年1月から同年12月までの期間における同社の存在及び事業実態が確認でき、申立人が当該期間も同社に勤務していたことが確認できる。

このことを踏まえると、社会保険事務所による認定全喪等が行われた平成11年7月時点では、A社の事業実態が確認できないことから、当該認定全喪等自体は有効なものと認められるものの、社会保険事務所において、同社の事業実態が確認できる9年1月までさかのぼってこれを行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年1月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記同社の存在及び事業実態が確認できる記録等から判断すると、10年1月1日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成9年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、8年12月の社会保険庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成10年1月1日から13年ごろまでの期間については、上記のとおり、A社の事業実態が確認できないことから、申立人の当該期間における勤務の実態について確認することができない。

一方、申立人は、申立期間当時、A社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、当該滞納保険料の支払に苦慮していたことを認めているものの、「A社が所有する不動産に係る賃貸借契約により、当時、賃貸借関係にあった事業所から当社が受け取るべき賃料を、社会保険事務所が差し押さえた上で滞納保険料に充当していたはずである。」旨主張している。

しかし、上記賃貸借関係にあった事業所から提出のあった、社会保険事務所のA社に係る債権差押通知書から判断すると、社会保険事務所が、同社が当該事業所から受領すべき平成9年3月分までの債権（事務所家賃の支払請求権）を差し押さえたことが確認でき、また、同様に提出のあった領収証書により、当該差押えにより徴収した金額を、8年12月までの厚生年金保険料を含む社

会保険料の滞納金額に充当していることが確認できる。

また、上記賃貸借関係にあった事業所から提出のあった、A社の所在地を管轄する国税局の同社に係る債権差押通知書により、同局が、同社が当該事業所から受領すべき平成9年4月分以降の債権（事務所家賃の支払請求権）を差し押さえていることが確認できる。

さらに、これらの関連資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を含む平成9年1月以降のA社の滞納保険料等の、社会保険事務所による徴収について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成10年1月1日から13年ごろまでの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成10年1月1日から13年ごろまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 4 年 7 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A 社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 8 月から 4 年 6 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 7 月 31 日以降の同年 9 月 7 日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について 8 万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、法務局の A 社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。しかしながら、上記標準報酬月額の減額処理は、同謄本により同社が B 地方裁判所の破産宣告を受けたことが確認できる平成 4 年 8 月 * 日の後に行われており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権が破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印が破産管財人の管理下に置かれること等を踏まえると、申立人は、上記標準報酬月額の減額

処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 7 年 1 月 21 日まで

社会保険庁の記録では、A 社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 3 月から 6 年 12 月までの期間は 36 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 7 年 1 月 21 日以降の同年 3 月 7 日に、申立人を含む 3 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、5 年 3 月から 6 年 10 月までの期間は 8 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 9 万 2,000 円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、法務局の A 社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、取締役であったことが確認できる。

しかし、上記標準報酬月額の減額処理は、上記謄本により A 社が B 地方裁判所の破産宣告を受けたことが確認できる平成 7 年 1 月 * 日の後に行われており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会

保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることとなる。

また、当時のA社の代表取締役及び他の取締役は、「申立人の業務は一般事務であり、社会保険事務にはかかわっておらず、当該事務の執行権限を有していなかった。」旨供述している。

これらのこと等を踏まえると、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A 社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 10 月から 5 年 9 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 10 月 31 日以降の 6 年 4 月 27 日に、申立人を含む 5 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について 8 万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、法務局の A 社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

しかし、上記標準報酬月額の減額処理は、上記謄本により A 社が B 地方裁判所の破産宣告を受けたことが確認できる平成 6 年 3 月 * 日の後に行われており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれること

となる。

また、当時のA社の代表取締役及び社会保険事務担当者は、「申立人は社会保険事務にはかかわっておらず、当該事務の執行権限を有していなかった。」旨供述している。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の離職日が平成6年2月15日であることから、上記標準報酬月額が減額処理が行われた同年4月27日には同社に勤務していないことが確認できる。

これらのこと等を踏まえると、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年3月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年1月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年1月21日以降の同年3月7日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、5年3月から6年10月までの期間は8万円、同年11月及び同年12月は9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できるが、上記標準報酬月額の減額処理は、同謄本により同社がB地方裁判所の破産宣告を受けたことが確認できる平成7年1月*日の後に行われており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権が破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印が破産管財人の管理下に置かれること等を

踏まえると、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年3月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A 社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 3 月から 6 年 2 月までの期間は 50 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 3 月 31 日以降の同年 4 月 6 日に、申立人を含む 6 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について 8 万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、法務局の A 社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、平成 3 年 7 月 25 日に取締役を退任していることが確認できること、申立人が記憶していた同僚が、「申立人は経理事務を担当していたが、A 社の最終的な責任者であった代表取締役の指示どおりに事務処理を行う立場であった。したがって、申立人は、社会保険関係の届出等に関する決定権限を有していなかった。」旨供述していること等から、申立人は、標準報酬月額の減額に係る届出等の社会保険

関係事務について、実質的な権限を有していなかったことが認められる。

なお、当時のA社の代表取締役は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人等の標準報酬月額の減額処理に係る当時の状況について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要である。

東京厚生年金 事案5331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格取得日に係る記録を昭和48年9月3日、資格喪失日に係る記録を50年6月24日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月3日から50年6月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B事業場C本部に準社員として勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、A社B事業場に勤務していた当時の同僚を記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の加入状況等を調査し、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間にA社B事業場において勤務していたことが認められる。

また、A社は、同社B事業場の厚生年金保険の加入状況について、加入要件に該当すれば、正社員、準社員、パート社員の別なく厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除する取扱いをしていると供述しており、このことは、同事業所に係る被保険者名簿から確認できる申立期間当時の被保険者に、当時の同事業所における厚生年金保険への加入状況を照会したところ、加入状況は不明であると回答したもの以外は、加入要件に該当すれば正社員に限らず厚生年金保険に加入していたと回答していることから裏付けられる。

さらに、A社B事業場のD本部に勤務していた従業員は、準社員である同僚2名の氏名を記憶しており、いずれも厚生年金保険に加入していたと供述しているところ、同社に係る被保険者名簿に当該同僚2名の氏名が確認できる。

加えて、申立人が記憶しているA社B事業場の同僚（正社員2名及びパート社員1名）は、いずれも、自分は申立人と同じ事務員であり、入社当初から厚生年金保険に加入していたと供述しており、社会保険庁のオンライン記録により、当該同僚が、本人が記憶している入社日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の同僚（正社員）は、申立人は、準社員（退社時間が正社員と同じでパート社員に比べ勤務時間が長い勤務形態）として勤務していたが、申立期間当時、パート社員は、厚生年金保険に加入しており、準社員である申立人についても、厚生年金保険に加入していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職種であった同僚の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月から50年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年1月から10年2月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から10年3月26日まで

社会保険庁の2万件調査により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、営業の取締役で勤務したが、社会保険関係の事務手続に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年1月から10年2月までの期間は38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年4月1日より後の同年5月8日付けで、申立人を含む6名の役員等の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、7年1月から10年2月までの期間について、9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、商業登記簿から、申立人はA社の取締役であったことが確認できる。しかしながら、申立人の妻は、申立期間当時、申立人は同社の取締役であったが、営業担当であり、社会保険や経理関係事務には関与していなかったと供述

している。また、当時の役員及び従業員は、申立人は営業担当として現場で勤務しており、社会保険事務に関与する立場でなかったと供述している。これらのことから、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年1月から10年2月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が16年10月24日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を14年4月1日、資格喪失日を16年10月24日とし、申立期間の標準報酬月額を14年4月から15年8月までの期間は30万円、同年9月から16年9月までの期間は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から16年10月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に昭和55年8月1日から平成20年4月25日まで勤務していたが、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、同社における同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に昭和55年8月1日から申立期間においても継続して勤務していたことが確認できる。

また、同社の代表者は、申立期間において、申立人の給与から保険料を徴収していたことを供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の当該期間に係るオンライン記録から、平成14年4月から15年8月までの期間は30万円、同年9月から16年9月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年3月31日に、社会保険事務所に対して訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る14年4月から16年9月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 11 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 10 月から 5 年 10 月までの期間については 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 11 月 11 日）の後の同年 12 月 10 日付けで、さかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において A 社の代表取締役であったことが確認できるが、上記の減額訂正は、同社が地方裁判所から破産宣告を受けた平成 5 年 12 月 * 日の後に行われており、商業登記簿謄本により、当該訂正処理が行われた日には、破産管財人が選任されていることが確認できる。

また、申立人は、平成 5 年 11 月 * 日に A 社における破産申立てをした際、代表者印を弁護士に渡している旨供述している。

さらに、申立人は、当時、A 社において保険料滞納があったことを認めてい

るが、社会保険事務所において、同社に係る滞納処分票等の資料は保存されていないほか、申立人は、同社の破産後は社会保険事務所との交渉はしていない旨供述している。

加えて、破産管財人とは連絡が取れず、当時の状況はうかがえないが、破産手続の開始後は、同社の財産の管理処分権は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は当該訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は同年10月5日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年4月1日まで
② 昭和21年4月1日から22年6月12日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間①及びC社D工場に勤務していた申立期間②の記録が無いとの回答をもらった。初めて資格を取得した日が昭和19年10月1日と22年6月12日と記載されている厚生年金保険の被保険者証(以下「被保険者証」という。)を2種類保管しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和19年10月1日から同年10月5日については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の基礎年金番号に係る氏名、生年月日及び資格得喪日等の記録はすべて失われている。

一方、A社の回答では、「申立人の勤務期間は特定できないが、当社が保管していた健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の労働者年金記号番号は*、健康保険被保険者資格の取得日は昭和19年9月1日であることが確認できる。」と回答している。

また、A社本社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の厚生年金保険記号番号は*であること、及び厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年9月

1 日、喪失日は同年 10 月 5 日であることが確認できる。

しかし、昭和 19 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までは、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされている上、非肉体労働系男子従業員への適用拡大は、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）に基づき昭和 19 年 6 月 1 日に施行され、同法付則第 1 条及び第 3 条の規定に基づき同年 10 月 1 日から保険料徴収及び保険給付が開始されているところ、申立人は事務職であったと供述していることから、申立人の被保険者資格の取得日は同年 10 月 1 日である。

これらを総合的に判断すると、上記の基礎年金番号に係る記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、申立人の A 社本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は同年 10 月 5 日とすることが妥当である。

また、申立期間における標準報酬月額については、昭和 19 年 10 月の社会保険事務所の記録から、100 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和 19 年 10 月 5 日から 21 年 4 月 1 日までの期間について、申立人は被保険者資格が 19 年 10 月 1 日と記載されている被保険者証を保管していることから、当該期間に A 社 B 工場に勤務していたと申し立てているが、同社 B 工場は社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人が保管している被保険者証に記載されている被保険者台帳の記号番号に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 22 年 6 月 12 日、また、事業所名は C 社 D 工場と記載されていることが確認できる。

さらに、A 社の回答では「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としていること等から、申立人の当該期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

加えて、申立人が A 社 B 工場において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから供述が得られず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない上、同社本社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた 1 名は、「自分は申立期間①当時、本社で人事の仕事をしていたが当時は 500 名と多数の従業員が在籍しており、申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

3 申立期間②について、申立人が勤務していたと申し立てているC社D工場は、昭和53年5月16日に社会保険事務所の適用事業所でなくなっていること、及び同社の回答では、「申立期間②当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。」としていること等から、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人がC社D工場において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから供述が得られず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない上、同社D工場に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた1名は、「申立人のことは記憶している。自分は昭和22年4月に同社に入社したが、同年4月から5月まではE地で研修を受けていたので、申立人に会ったのは同年の6月以降であると思う。」と供述している。

また、申立人が保管している上記被保険者証に記載されている被保険者台帳の記号番号に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年6月12日、また、事業所名はC社D工場と記載されていることが確認できる。

4 このほか、申立人の申立期間①のうち昭和19年10月5日から21年4月1日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和19年10月5日から21年4月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年4月から6年2月までの期間は34万円、同年3月から10年7月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から10年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では取締役として勤務し、社会保険関係の業務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年2月までの期間は34万円、同年3月から10年7月までの期間は28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年8月1日）の後の同年8月25日付けで、申立人を含む2名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、4年4月から10年1月までの期間は16万円、同年2月から同年7月までの期間は9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できる。

また、A社の当時の従業員二人は、申立人は営業統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人

が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、A社の代表取締役は、「A社は経営不振のため、資金繰りに苦勞していた。同社の社会保険関係の手続は自分が行っており、社会保険事務所から滞納した保険料を整理しなければならないので処理すると言われた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年4月から6年2月までの期間は34万円、同年3月から10年7月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から11年10月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。実際には55万円から60万円を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年12月から11年9月までの期間は20万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年10月30日）の後の同年11月8日付けで、申立人を含む4名の標準報酬月額に係る記録が減額訂正されており、申立人の場合、申立期間は9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる上、同社の当時の事業主は、申立人は同社の役員ではなく従業員であり、社会保険に関与できる立場ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が55万円か

ら 60 万円であったと申し立てているが、同社から提出された平成 10 年 11 月から 11 年 4 月までの期間に係る賃金台帳の社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額、社会保険事務所に記録されている 10 年 12 月から 11 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成 10 年 12 月 1 日）における標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている当該申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年7月8日から同年11月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和21年7月8日、資格喪失日に係る記録を同年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年11月16日から22年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事務所における資格取得日に係る記録を21年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月8日から同年11月16日まで
② 昭和21年11月16日から22年7月1日まで
③ 昭和22年7月9日から同年8月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（当時は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、昭和16年3月に入社し、勤務期間中に転勤はあったものの、22年8月まで継続して勤務していたので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、現在のA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、継続してA社に勤務し（昭和21年7月8日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和21年6月の社会保険事務所の記録から30円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てのA社は、既に解散しており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、現在のA社から提出のあった人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、継続してA社に勤務し（昭和21年11月16日に同社B支店から同社C事務所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和22年7月の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てのA社は、既に解散しており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、現在のA社から提出のあった人事記録から、申立人は、昭和22年8月20日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社C事務所は、昭和22年7月3日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、現在のA社によると、申立てのA社は、当時は、D社であり、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社C事務所に係る被保険者名簿から申立期間③当時厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員の多くは、死亡又は居所不明であり、連絡の取れた1名は、昭和22年7月3日に退職したため、その後の保険料控除等については不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録については、平成3年2月から同年9月までの期間を47万円、同年10月及び同年11月を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から同年12月30日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年2月から同年9月までの期間は47万円、同年10月及び同年11月は50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（4年12月30日）の後の5年3月3日付けで、申立人を含む29名（全員一般従業員）の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額処理されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額が34万円に減額処理されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成3年2月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額について遡^{そきゅう}及して減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年9月までの期間は47万円、同年10月及び同年11月は50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録については、平成12年7月から同年9月までの期間を59万円、同年10月から13年10月までの期間を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から13年11月8日まで
社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられている。しかし、申立期間の標準報酬月額は、当時の給与額に見合ったものではないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、平成12年7月から同年9月までの期間は59万円、同年10月から13年10月までの期間は62万円と記録されていたところ、14年1月8日付けで、13年10月1日に遡^{そきゅう}及して同年10月の標準報酬月額が30万円に減額処理され、その後、14年3月29日付けで、12年10月1日に遡^{そきゅう}及して同年10月から13年9月までの期間の標準報酬月額が30万円に減額処理され、さらにその後、14年4月9日付けで、12年7月1日に遡^{そきゅう}及して同年7月から同年9月までの期間の標準報酬月額が30万円に減額処理されていることが確認できる。

また、商業登記簿により、申立人は、平成13年11月15日にA社の代表取締役を退任し、上記3回の減額処理が行われた当時は、申立人はA社の代表取締役でなかったことが確認できる。

さらに、同僚は、申立人はA社の代表取締役の退任とともに、同社を退職し

たと供述しており、社会保険庁のオンライン記録により、上記3回の減額処理が行われた当時、申立人は既にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の保管する滞納処分票から、申立人がA社の代表取締役を退任した後は、後任の代表取締役が代わって滞納保険料について社会保険事務所と相談していることが確認できることから、申立人は、上記3回の減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成12年7月から13年10月までの期間に係る標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額処理を行う合理的理由は無く、申立期間に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年7月から同年9月までの期間は59万円、同年10月から13年10月までの期間は62万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年11月1日に、資格喪失日に係る記録を31年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から31年7月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務した申立期間の加入記録が無かった。申立期間にA社C支店に勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在籍証明書及び当時の従業員の供述により、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所のA社C支店に係る被保険者名簿により、申立人が記憶している同僚5名全員に厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

さらに、申立人及び連絡の取れた当時の同僚1名が供述した当時のA社C支店の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、A社C支店においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に資格取得した同僚の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、当時の資料が無く、不明であると回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 11 月から 31 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から同年7月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から同年7月31日まで
② 平成5年2月1日から6年12月31日まで

社会保険庁のオンライン記録では、取締役としてA社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、当時の給与と相違している。申立期間①及び②の給与は35万円又は36万円であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年7月31日）の後の6年3月1日付けで、申立人及び代表取締役の2名について、4年4月1日に遡^{そきゆう}及して当該期間に係る標準報酬月額が8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、商業登記簿により、当該減額処理が行われた当時、申立人はA社の取締役であったことが確認できる。しかしながら、同社の代表取締役は、自身が社会保険事務の事務を担当しており、申立人は社会保険の事務について関与していなかったと供述しており、申立人も同様に供述していることから、申立人は上記の減額処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間①に係

る標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のB社に係る標準報酬月額は、平成4年11月16日の資格取得時において36万円であったところ、その後の5年2月1日に標準報酬月額が9万8,000円に変更されたことが確認できるが、変更日が同年2月16日であることから、^{そきゅう}遡及して減額処理されたとは言えない。

また、B社は、平成6年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の代表者であった申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる同社の賃金台帳、給与明細書その他の資料を保有していないと供述している。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。一方、申立人は、B社の商業登記簿上、唯一の取締役であり、社会保険事務所の記録でも同社の事業主と記録されていることから、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、同法第1条第1項ただし書きの規定により、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成3年10月から5年7月までの期間を53万円、5年8月及び同年9月を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年10月21日まで
社会保険庁のオンライン記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が平成3年10月に遡^{そきゅう}及して引き下げられている。申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成3年10月から5年7月までの期間は53万円、5年8月及び同年9月の期間は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年10月26日）の後の5年11月4日付けで、申立人を含む役員3名の標準報酬月額が3年10月1日に遡^{そきゅう}及して8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、上記減額処理が行われた当時、商業登記簿により、申立人がA社の取締役であったことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、上記減額処理が行われた当時、別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、A社が厚生年金保険から脱退する手続等は、経理担当の他の役員が行い、申立人は当該事務に関する権限を有していなかつ

たと供述していることから、申立人は、上記減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成3年10月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年10月から5年7月までの期間は53万円、5年8月及び同年9月は41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月27日まで

社会保険庁のオンライン記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額処理されている。申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年10月27日）の後の7年4月28日付けで、6年2月1日に遡^{そきゅう}及して同年2月から同年9月までの期間の標準報酬月額が9万2,000 円に減額処理され、さらに、その後の7年6月2日付けで、5年10月1日に遡^{そきゅう}及して同年10月から6年1月までの期間の標準報酬月額が9万2,000 円に減額処理されていることが確認できる。

また、商業登記簿により、申立期間当時、申立人はA社の取締役であったことが確認できるものの、同僚の供述から申立人の職種は現場監督であり、社会保険事務の担当ではなかったことがうかがえる上、同社は平成6年12月20日に解散しており、上記減額処理が行われた当時、申立人は既に同社の取締役でなくなっていたことが確認できる。

さらに、申立人は、平成6年11月ごろA社を退職した後は、A社には関与しておらず、上記減額処理については承知していないと供述している上、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、上記減額処理が行われた当時、別の

事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、上記減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年10月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年11月30日まで

社会保険庁のオンライン記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低いものになっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年11月30日）の後の8年5月7日付けで、申立人及び代表取締役の2名について、標準報酬月額が遡及して減額処理されており、申立人の場合、6年1月1日に遡及して、標準報酬月額が、6年1月から同年10月までの期間については8万円、同年11月から7年10月までの期間については9万2,000円に減額処理されている。

また、商業登記簿により、申立人は、平成7年12月26日にA社の取締役を辞任しており、上記減額処理が行われた当時、既に同社の取締役でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、A社の取締役であったものの経営には関与していないと供述しており、当時の従業員は、申立人は社会保険事務には関与しておらず、代表取締役が社会保険事務の手続を行っていたと供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、上記減額処理が行われた当時、申立人は既に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得してい

ることが確認できることから、申立人は上記減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年1月から7年10月までの期間に係る標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額処理を行う合理的理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成3年10月から4年6月までの期間を41万円、同年7月から5年1月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年2月及び同年3月の標準報酬月額は47万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年2月26日まで
② 平成5年2月26日から同年4月1日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違している。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②が未加入期間となっている。申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②の厚生年金保険の加入記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額について、当初、平成3年10月から4年6月までの期間は41万円、同年7月から5年1月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年2月28日）の後の同年5月7日に、申立人を含む17人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間①の

標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年10月から4年6月まで期間は41万円、同年7月から5年1月までの期間は47万円とすることが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人はA社及びA社の後継会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録によると、A社は平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その直後である同年4月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっている。しかしながら、その前後の事業所の代表者及び事業所所在地は同一であり、申立人を含む同年2月26日に資格喪失をした従業員のほぼ全員が同年4月1日に在籍している上、商業法人登記簿においても同社の解散等の形跡は無いことが確認できる。これらのことから、申立期間②においてA社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、申立人のオンライン記録によると、平成5年2月26日に資格喪失し、同年4月1日に資格取得していることが確認できるところ、その資格喪失の処理が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の同年3月29日付けでさかのぼって行われている上、そのわずか8日後の同年4月6日に同年4月1日資格取得の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成5年2月26日に資格喪失したこと及びA社が適用事業所でなくなったとする処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人に係る平成5年1月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年6月27日から同年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を60年6月27日に、資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月27日から同年9月13日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無かった。申立期間に同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されたことを示す給料支払明細書を持っているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する給料支払明細書の記載から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和60年6月27日から同年8月20日までの期間については、当該期間に係る給料支払明細書により、同年6月及び同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基

づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の場合、厚生年金保険料控除額から 60 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額は、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、保険料を納付したと供述しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 6 月及び同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月 21 日から同年 9 月 13 日までの期間については、同期間に係る給料支払明細書において厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 60 年 8 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月16日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に転勤があったものの、同社に継続して勤務していたので、当該期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C出張所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚の供述から、昭和42年6月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成5年2月から6年3月までの期間は30万円と記録されていたところ、同年4月20日及び翌日の同月21日に、20万円に減額訂正されており、同社において被保険者となっている多数の者についても、申立人同様に標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の当時の代表取締役は、平成6年ごろに厚生年金保険料を滞納したことから、社会保険事務所の担当職員に、その保険料の納付について相談し、助言を受けて手続を行ったと供述している。

さらに、A社が加入する健康保険組合から提出された申立人に係る標準報酬月額の記録によると、申立期間の標準報酬月額は30万円となっていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理は事実即したものと考えるべく、このようにさかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、

有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、さかのぼって記録が訂正された平成5年2月から6年3月までの期間及び訂正前に記録されていた5年10月の定時決定が有効であったと考えられる6年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成2年3月31日まで勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、A社に平成2年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「当社では、従業員が退職する際には、雇用保険の離職日の翌日を厚生年金保険の資格喪失日として手続しており、申立人の雇用保険の離職日が平成2年3月31日であるならば、厚生年金保険の資格喪失日を同日として届出したことは当社の誤りであったと思う。」と回答している上、同社の総務担当者は、「当社の厚生年金保険に係る取扱いを考えれば、厚生年金保険料は控除していたと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年2月の社会保険庁のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が平成2年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 7 月 21 日まで

社会保険庁の記録において、A社に代表取締役として在籍していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の加入期間のうち、平成 13 年 11 月から 14 年 6 月までの期間の標準報酬月額は、当初、62 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 14 年 7 月 21 日の後の同年 7 月 29 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成 14 年 7 月 29 日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社は平成 14 年 7 月 * 日に破産宣告されており、前述の訂正処理は破産宣告後に行われている。

このことについて、当時、A社の顧問をしていた社会保険労務士は、「破産宣告時点でA社が滞納していた平成 14 年 5 月、6 月の厚生年金保険料について、自身が破産管財人と相談して、社員の権利を守るために申立人を含む取締役 3 人の保険料をさかのぼって下げることで相殺することとした。申立人の月額変更届、資格喪失届、全喪届の手続は自身が行った。また、各種届には管財

人の印鑑を押した。一連の手続をする間、取締役 3 人は出社せず、訂正処理に関する同意も得なかった気がする。」と供述している。

さらに、前述の手続が行われた際に、引下げに関する説明が行われ、同意を求められたか否かについて、申立人自身から供述を得ることは困難であるが、申立人と同様に標準報酬月額の引下げが行われたと考えられる元取締役は、このような訂正処理が行われたことは知らないと述べていることから、申立人が代表取締役として当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録について、平成4年1月から同年9月までの期間については41万円、同年10月から5年9月までの期間については44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年10月28日まで

社会保険庁の記録から、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成4年1月から同年9月までの期間については41万円、同年10月から5年9月までの期間については44万円と記録されており、さらに、当該加入期間に係る資格喪失日（5年10月28日）が、同年10月29日に記録されていたことが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失日から2か月以上経過後の平成6年1月13日付けで、既に記録されていた資格喪失日に係る記録を一度取り消した上で、4年1月1日にさかのぼって申立期間の標準報酬月額が20万円に減額訂正され、再度、同じ資格喪失日が記録されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社の代表取締役及び当時同社に勤務していた従業員12人についても、申立人と同日の平成6年1月13日付けで、その標準報酬月額が最長24か月前にさかのぼって減額訂正されて

いる。

さらに、A社で申立人と同時期に勤務していた従業員は、同社の経営状態は平成4年ごろから悪化し、社会保険料も滞納しており、同社を管轄する社会保険事務所の担当者が度々訪れ代表取締役と面会していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年1月から同年9月までの期間については41万円、同年10月から5年9月までの期間については44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成10年2月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA社で厚生年金保険に加入していたはずであり、当該期間の給与明細書に厚生年金保険料が控除されていたことが記載されているので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人がA社において、平成10年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月1日に喪失したことが記録されていたが、11年1月4日及び5日（以下、「本件処理日」という。）に、これらの記録がすべてさかのぼって取り消されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社で平成10年2月1日以降に資格を取得した従業員48人について、申立人と同様に資格取得日及び喪失日に係る記録が取り消されているほか、当初、10年1月11日から同年8月1日までの間に資格を喪失していた他の従業員22人について、本件処理日に、喪失日に係る記録を一様に同年1月1日付けに訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に係る記録についても、当初、平成10年8月1日とされていたが、同年1月1日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の資格取得日、資格喪失日及びA社が適用事業所でなくなった日について、このような記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において厚生年金保険の資格を取得しなかったとする旨の記録の訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は平成10年2月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の申立人に係る社会保険庁のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録について、平成3年4月から同年12月までの期間については17万円、4年1月から5年4月までの期間については20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年5月1日まで

社会保険庁の記録において、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険加入期間のうち申立期間の標準報酬月額が、当初、平成3年4月から同年12月までの期間については17万円、4年1月から5年4月までの期間については20万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年10月1日）の後の6年3月3日付けで、3年4月1日にさかのぼって11万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、A社の代表取締役をはじめとする計77人について、申立人と同日付けで標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年12月までの期間については17万円

に、4年1月から5年4月までの期間については20万円に訂正することが必要と認められる。

東京国民年金 事案 6150

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 9 月まで

私は、特例により、国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたことから、国民年金の加入手続を行った。その際、当時居住していた市に転入した昭和 52 年 4 月までさかのぼって保険料を納付することとし、手書の納付書により、市役所出張所で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であるとともに、納付したと主張する金額は、申立期間の保険料を第 3 回特例納付及び過年度納付した場合の金額と相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 12 月ごろに払い出されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金被保険者名簿によると、57 年 12 月 2 日受付と記録されており、その時点では、第 3 回特例納付の実施期間は終了していることから、申立期間は、特例納付により保険料を納付することはできず、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の特殊台帳によると、申立人は、上記の手帳記号番号が払い出された昭和 57 年 12 月に、その時点で納付が可能であった 55 年 10 月までさかのぼって保険料を納付していることが確認でき、この期間の保険料は、社会保険庁の記録で納付済みとされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から58年12月まで

私たち夫婦は、昭和55年の第3回特例納付が実施されていた時期に、未納の国民年金保険料を納付するようにとの通知が来たことから、妻が、区役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、それまで未納であった夫婦二人の保険料を一括納付した。保険料は、妻の父親名義の預金口座からお金を下ろして納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人夫婦は国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であるとともに、第3回特例納付で納付したと主張する昭和55年7月は特例納付の実施期間ではないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、第3回特例納付の実施期間は終了していることから、申立期間は、特例納付により保険料を納付することはできず、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 58 年 12 月まで

私たち夫婦は、昭和 55 年の第 3 回特例納付が実施されていた時期に、未納の国民年金保険料を納付するようにとの通知が来たことから、私が、区役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、それまで未納であった夫婦二人の保険料を一括納付した。保険料は、私の父名義の預金口座からお金を下ろして納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人夫婦は国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であるとともに、第 3 回特例納付で納付したと主張する昭和 55 年 7 月は特例納付の実施期間ではないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年 4 月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、第 3 回特例納付の実施期間は終了していることから、申立期間は、特例納付により保険料を納付することはできず、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から6年3月まで

私の国民年金は、母が、私が20歳になった時に加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付していたとする母親は、加入時期、加入場所等の加入状況に関する記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、申立人の平成10年12月以降の保険料は、9年に導入された基礎年金番号によって納付されており、申立人の基礎年金番号は、6年4月から加入している厚生年金保険の番号である。さらに、申立期間は、11年3月の社会保険庁の記録整備によって、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から48年1月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から48年1月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私の国民年金は、当時勤務していた会社が加入手続きを行い、国民年金保険料は給与から控除されていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和40年8月ごろに当時の元妻と連番で払い出されているが、申立人及び申立人が当時勤務していた会社において申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細、家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、給与から控除されていたものが国民年金保険料であった記憶が曖昧である。また、申立人の元妻から当時の状況等を聴取することはできない上、元妻はいずれも、申立期間の保険料は未納であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月まで

私の国民年金は、両親のどちらかが加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時は学生であったことから、申立期間は国民年金に任意加入することとなる期間である上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月まで

私の父は、昭和 42 年当時、私の国民年金の加入手続をし、地元の納税組合を通して国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 7 月時点では、申立期間のうち 43 年 4 月以降の保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人と同様に父親が加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の兄については、手帳記号番号が払い出された 41 年 10 月時点で納付可能であった過年度保険料は納付されていないなど、申立人の父親が、申立期間の保険料をさかのぼって納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、父親から受け取った手帳は 1 冊であると説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 53 年 3 月まで

私が 20 歳になったときに母が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。母から「20 歳から加入しているので最高額の年金をいただける」という話を聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続の時期及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当時の状況が不明確である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿には、「昭和 53 年 7 月 4 日手帳交付」及び「昭和 53 年 4 月より納付書発行」の記載があるほか、申立期間直後の 53 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 7 月に納付したことが記載されているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 8 月及び納付記録が確認できる同年 7 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、母親は加入時に保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明している上、申立人及び母親は、現在所持している手帳の他に手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 55 年 4 月まで

私は、会社を退職後、昭和 49 年の 1、2 月ごろに、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する国民年金手帳には、「資格取得」が昭和 55 年 5 月 31 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区及び市を所轄するいずれの社会保険事務所においても申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無いなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入して国民年金保険料を納付することは義務と考えていたので、結婚前から厚生年金保険加入期間以外のすべての期間について、保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は結婚後の任意加入^{あいまい}手続及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧である。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が昭和58年4月に厚生年金保険の資格を喪失したことによる国民年金の強制加入被保険者資格の取得や、同年5月に結婚して、厚生年金保険被保険者の配偶者となったことによる国民年金の任意加入被保険者資格の取得が確認できない上、申立人の第3号被保険者届が社会保険事務所で事務処理された61年6月に申立人の氏名が婚姻後の氏名に変更されたことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月

私は、申立期間の国民年金保険料を含めた3か月分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である上、申立期間直後である平成14年5月及び同年6月の保険料を16年6月に納付していることが確認でき、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 10 月から 52 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 52 年 11 月まで

私は、国民年金に加入後、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、付加保険料を含めて保険料を納付していたと説明しているが、付加年金制度は昭和 45 年 10 月から開始されており、申立期間のうち 44 年 10 月から 45 年 9 月までは付加保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 12 月に国民年金に任意加入しており、制度上、立期間は保険料をさかのぼって納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 12 月まで
私の母は、私が大学を卒業した昭和 58 年 3 月ごろに私の国民年金の加
入手続をし、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれて
いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の母親は、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付額等の記憶が曖昧である上、申立期間直後の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの保険料が過年度納付されているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 47 年に、国民年金の加入案内が届いたので、区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当初、保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 49 年 5 月に払い出されているところ、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から13年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から13年6月まで

私は、平成9年7月に国民年金保険料の申請免除手続きをした記憶がある。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、平成9年度の免除申請手続きの方法及び場所等の状況の記憶が曖昧である。また、免除申請手続きは、毎年度行うこととされているが、申立人は、10年度以降の手続きをしていなかったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年11月まで

私は、婚姻した昭和52年4月に区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立人が所持する年金手帳には、申立期間当初の昭和52年4月に国民年金の資格を喪失し、申立期間直後の54年12月に国民年金に任意加入したことが記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年12月に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 54 年 3 月まで

私の父は、昭和 50 年 5 月に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私は、同年同月から 55 年 2 月まで国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとされる申立人の父親から加入手続の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、保険料の納付額及び納付頻度の記憶が曖昧である上、申立人と同居していたとする申立人の母親は、申立期間当初の昭和 50 年 5 月から 51 年 11 月まで国民年金に未加入であり、同居していたとする申立人の妹は、申立期間中の 20 歳になった 53 年 6 月から 54 年 3 月まで国民年金に未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 5 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から平成 2 年 6 月まで

私は、昭和 59 年 1 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を郵送されてきた納付書により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続の記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と相違している。また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 4 年 4 月に払い出されており、申立期間直後の 2 年 7 月から 3 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6172（事案 1816 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた私の夫は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況を思い出した。夫が私の申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付した時期、場所、金額等の納付状況についての記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことに加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料を納付していたとする申立人の夫が保険料の納付状況等を思い出したと説明しているが、国民年金の加入手続の際に、市役所の国民年金の窓口まで案内してもらったとする市の職員は、当該職員を特定できないため当時の事情を聴くことができず、交付されたとする申立人の国民年金手帳の表紙の色は、当時作成されていた国民年金手帳の表紙の色と異なる。

また、保険料を納付したとする地元自治会の役員は、連絡先が不明のため、当時の事情を聴くことができない上、申立人が居住していた市では、当時自治会等の納付組織は整備されていなかったことが確認できる。さらに、申立期間中保険料が50円ずつ値上がりしたとする説明は、当時の保険料の改定状

況と相違するなど、申立人の説明は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6173

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月及び同年 5 月、同年 7 月から 15 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月及び同年 5 月
② 平成 14 年 7 月から 15 年 3 月まで

私は、口座振替により申立期間①の国民年金保険料を納付し、社会保険事務所で申立期間②の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が口座振替をしていたとする申立人の預金口座の出金記録には、納付済みとされている当該期間直前の平成 14 年 3 月の保険料の口座振替は記録されているものの、当該期間の保険料が口座振替される可能性がある同年 5 月から同年 7 月までの当該預金口座の残高は当時の保険料月額を下回っており、当該期間の保険料が口座振替された記録は無い。

また、申立期間②については、申立人は保険料の納付時期、納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、当該期間直後の 15 年 4 月から同年 7 月までの保険料を 17 年 5 月に過年度納付しており、当該納付時点では、当該期間の保険料は時効により納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6174

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 59 年 1 月まで

私は、昭和 56 年 6 月ごろに国民年金保険料を口座振替により納付する旨申出を行い、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、口座振替による保険料の納付額等の記憶が曖昧である。また、申立期間当時、申立人と同じ金融機関で口座振替により保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年4月までの期間、12年12月及び13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年12月から12年4月まで
② 平成12年12月及び13年1月

私は、平成13年秋に区役所で申立期間の国民年金の再加入手続をし、納付書により申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付場所等の記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間に近接する平成9年5月から10年12月までの期間のうち、国民年金加入期間である16か月分の保険料を11年6月及び同年12月に過年度納付をしていることが確認でき、当該納付済み期間と申立期間を誤認していると考えられる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金加入資格は16年9月に記録追加されたことが確認でき、当該記録追加時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6180

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から平成 2 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃、国民年金の案内が自宅に郵送で届き、私は、当時予備校生から大学生の期間だったので、保険料は両親が納付してくれていた。具体的には、母が家の近くの銀行で毎月、母と私の二人分の保険料を振り込んでいた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親の、申立人の国民年金の加入手続の有無、保険料の納付場所、納付方法及び申立期間の国民年金手帳の記憶は曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 5 年 7 月ごろでは、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から 46 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 40 年 2 月ごろ、父が国民年金の加入手続をした。44 年 11 月に父が亡くなるまでは、父が保険料を納付していた。その後も私が納付してきたはずで、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付場所についての記憶が曖昧であり、申立人の父親から加入手続や納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、保険料の納付方法は当時の納付方法と合致していないなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 11 月時点では、申立期間の大半は時効により納付することができない期間であるとともに、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、会社を退職後に区役所にて国民年金の加入手続を行い、国民年金の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付方法、納付金額等についての申立人の記憶は、当時の納付方法等と異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 5 年 5 月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 6 月に国民年金の加入手続及び付加保険料納付の申出を行い、49 年 3 月まで付加保険料を含め国民年金保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、付加保険料納付の申出手続の状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が納付したとする付加保険料を含めた保険料の金額は、申立期間当時の付加保険料を含めた保険料額と大きく相違しており、申立期間より後の付加保険料を含めて納付済みとされている昭和 60 年度の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人が付加保険料納付を申し出たとする 48 年 6 月時点では、申立期間の一部は、制度上、付加保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から7年8月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、具体的な納付時期を憶えていないが、納付していなかった私の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の母親及び申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である上、納付したとする町役場は過年度保険料の収納を取り扱っていない。また、社会保険庁の記録では、申立期間直後の平成7年9月から8年3月までの保険料が9年10月に過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親及び申立人は、当該過年度納付と申立期間の保険料の納付を混同している可能性があるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年5月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から8年1月まで

私は、平成5年ごろ、国民年金の加入勧奨の通知が届いたので、申込みのはがきを出した。その後、郵送されてきた過年度分と現年度分の国民年金保険料納付書により、保険料を毎月納付し、その後も納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金加入手続後に送られてきた過年度分及び現年度分の国民年金保険料納付書により毎月保険料を納付してきたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、過年度保険料の納付書は原則として被保険者に送付しておらず、例外的に過年度保険料の納付を希望する者に対しては、納付回数等を相談の上、納付書を交付していたこと、申立人は、過年度保険料の納付手続に関する記憶が無く、また、納付したとする保険料額、納付書の受領及び納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された平成5年5月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6197

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで修道院から 4 年制の大学に通っていた。修道院では、国民年金の手続を担当してくれる人がいたので、免除申請の手続をしていたと思う。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料を免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続及び免除申請手続に関与しておらず、修道院で当時国民年金の事務を担当していた職員から当時の納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であり、任意加入期間となるため、制度上、保険料の免除申請はできない上、申立人の国民年金手帳には、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの免除申請の承認のスタンプが区役所により押されているものの、その上から赤鉛筆で×印がつけられていることから、免除申請をしたものの、大学生であることが判明したため、訂正されたものと確認できる。さらに、専門学校に通っていた修道院の同僚も学生期間は未加入期間となっているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から平成元年 12 月まで

私は、1 年に 1 度、集金人に国民年金保険料を納付していた。保険料額は約 1,200 円だったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から 40 年 2 月までの期間については、申立人が 20 歳前の国民年金に加入できない期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、40 年 3 月から平成元年 12 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録はない上、申立人から当該期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について協力が得られないことから、国民年金の被保険者資格の得喪及び保険料の納付状況等が不明確である。

さらに、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月から平成元年 12 月までの期間については、申立人は厚生年金保険に加入しているため、本来は国民年金に加入できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6199

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月まで

私は、大学を卒業した昭和 60 年 4 月に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、加入後間もなく、区役所から自宅に 20 歳までの 2 年分の保険料をさかのぼって納付するように電話があったので、母が区役所窓口で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金に加入した際に交付を受けたと説明し、現在所持する年金手帳の様式からは、申立人は昭和 61 年 4 月以降に国民年金に加入したことが確認できる上、母親が納付したとする金額は申立期間の保険料額とは異なるなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和 60 年 4 月 1 日と記載されており、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から平成2年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から平成2年6月まで
私の国民年金の加入手続は、私が20歳のころに父が行い、国民年金保険料の納付も父が行ってくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続をした時期、申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、申立人の弟妹はいずれも20歳当時は国民年金に未加入であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6202

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 60 年ごろに区役所から今なら過去の国民年金保険料をまとめて納付することができるという案内をもらい、区役所の出張所で 1 回に約 16 万円の保険料を数回納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付場所、納付方法及び金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 6 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6203（事案 2312 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 53 年 3 月まで

私は、父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと聞いている。申立期間の保険料が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付していたとする父親から当時の状況を聴取することができず、申立人が国民年金に加入した平成 18 年 4 月時点では申立期間は時効により保険料を納付することができないなどとして、既に当委員会の決定に基づく 20 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は新たに母親の国民年金裁定通知書などが見つかり、母親の申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、父親が母親の保険料を納付していたと同時に自分の保険料も納付していたと主張するが、申立期間の母親の保険料が納付済みとなっていることは前回の審議の際にも考慮されており、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6204（事案 690 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 55 年 12 月に会社を退職した後、すぐに区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、銀行又は郵便局で納付したはずである。申立期間の夫の保険料は領収証書があり、納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 55 年 12 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと説明しているが、保険料の納付に関する記憶が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことや、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 61 年 2 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として新たに申立期間の夫の保険料の領収証書を提出し、自身の保険料も納付していたと再度主張するが、申立期間の夫の保険料が納付済みとなっていることは前回の審議の際にも考慮されており、当該領収証書をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び同年3月、9年2月から同年4月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月及び同年3月
② 平成9年2月から同年4月まで
③ 平成9年7月

私の母は、私が20歳になった平成7年に私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親及び申立人は、国民年金の加入手続き及び厚生年金保険から国民年金への切替手続きの状況の記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違し、申立期間より後の納付済みとされている平成10年4月から同年6月までの保険料額と一致している。また、当該納付済み期間の保険料が過年度納付された12年3月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年3月までの期間、7年5月から8年1月までの期間及び14年4月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から7年3月まで
② 平成7年5月から8年1月まで
③ 平成14年4月から15年6月まで

私は、平成7年に国民年金の加入手続を行い、同年4月分の国民年金保険料を納付した。申立期間①の保険料をさかのぼって納付するように勧奨されたが、経済的に保険料を納付する余裕がなかったため、保険料の納付の免除を申請し、保険料の納付を免除された。その後も毎年保険料の納付を免除されてきた。申立期間の保険料が免除ではなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年5月時点では、当該期間の保険料は、制度上さかのぼって免除することができない。

また、申立期間②については、当該期間の保険料が免除されているとすれば、平成7年6月ごろに免除申請の手続が行われ、当該期間に加えて当該期間直後の8年2月及び同年3月の保険料が免除されていると考えられるところ、社会保険庁の記録では、8年2月及び同年3月の保険料は同年3月に免除申請の手続が行われていることが確認できる。

さらに、申立期間③については、当該期間の前年の申立人の課税所得は、免除の基準となる所得金額を上回っていることが確認できるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 49 年 1 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 2 年 10 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 46 年 12 月まで

私は、学生の時に珠算塾を経営し、収入の一部を父に預けていた。国民年金には、友人の勧めがあつて、20 歳のときに父と一緒に区役所に出向いて加入手続をし、その後、父は、私から預かったお金の中から私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 47 年 12 月に払い出されていることが確認できるが、申立人及びその妻は、さかのぼって保険料を納付したことについての記憶が曖昧であるなど、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 8 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 8 月

私は、昭和 59 年 5 月に婚姻し転居したときに、59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を転居前の市と転居先の市で重複して納付した。また、59 年 8 月は厚生年金保険の加入期間であったが、同月の保険料を納付した。申立期間に係る還付金を受領した記憶が無いのに、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が重複納付されたこと、厚生年金保険加入期間である 59 年 8 月の国民年金保険料が納付されたことが確認できるものの、当該納付に関する保険料還付の処理については、申立人が居住していた市の被保険者名簿に、還付理由、還付対象期間、還付金額、還付金支払日、支払先金融機関が明確に記載されている上、特殊台帳に還付対象期間、還付金額、還付決定日が明確に記載されており、当該記載内容に不自然な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 46 年 6 月まで

私は、昭和 44 年 6 月に会社を退職した後、すぐに国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、その納付書を使って、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していた。夫の保険料が納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶が無いとしている。また、申立人は申立期間の保険料を納付書により金融機関で納付していたとするが、申立人が居住する区では、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月までは現年度分の保険料の納付方法は集金人による印紙検認方式であり、金融機関では保険料を納付することはできなかった上、保険料を一緒に納付していたとする夫については、夫が所持する国民年金手帳及び領収証書により、昭和 44 年度及び 45 年度の保険料が夫の実家がある区において納付されていたことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 47 年 4 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 56 年 3 月まで

私は昭和 48 年に結婚して国民年金に加入し、元夫の預金口座から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。住所が変わる度に国民年金の住所変更手続も行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料額に関する記憶が曖昧であり、夫婦二人分の保険料を元夫の預金口座からの振替により納付していたと説明しているが、元夫も申立期間の保険料はすべて未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が元夫と連番で払い出された昭和 56 年 4 月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から7年3月まで

私の父は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続をして、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずである。父と一緒に納付していた兄の保険料は納付済みとなっている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた市及び所轄社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の妻は、申立期間当時、区役所から来た集金人に夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月までの期間の保険料が未納であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 40 年 5 月ごろに転居後の区において夫婦連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 38 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない上、妻は、36 年の婚姻後に夫婦一緒に国民年金に加入したと説明しているが、夫婦が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所の記録では、妻の最初の手帳記号番号が 36 年 12 月に払い出されていることが確認できるものの、申立人の手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 56 年 3 月まで

私の兄は、私が 20 歳になった昭和 45 年 8 月ごろに国民年金の加入手続きを行い、兄又は両親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料を納付していたとする兄及び両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の兄の申立期間当時の国民年金の記録は、未納、未加入又は法定免除であり保険料は納付していないなど、申立人の兄及び両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 10 月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年7月まで

私は、会社を辞めて国民健康保険に加入するため市役所に行ったときに、国民年金への切替手続を行い国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市で保管されている平成14年分の確定申告書には国民健康保険料控除の記載はあるが国民年金保険料控除がなく、15年分の確定申告書は社会保険料控除欄が空欄になっている上、申立人が保険料を納付していたとする金融機関には申立人に係る保険料納付の記録が無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、55年4月から56年3月までの期間、63年9月及び同年10月、平成11年7月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から49年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで
③ 昭和63年9月及び同年10月
④ 平成11年7月から12年3月まで

私の母は、私が20歳の時から私の国民年金保険料を納付してくれていた。自分で納付するようになった後は、保険料を納付するか免除申請をしていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年11月から51年1月ごろに払い出されており、この払出時点では当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②、③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付又は申請状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は平成元年度及び6年度の国民年金保険料免除申請承認通知

書を所持しており、これらの免除期間については、平成 19 年 11 月時点で 3 号特例納付期間と記録が訂正されたことにより取消処理がされているが、申立期間③及び④についてはそれらの処理が行われていないことから、当初から未納期間であったと推察されるなど、当該期間の保険料を納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 36 年 11 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、63 年 9 月及び同年 10 月、平成 11 年 7 月から 12 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、当時は脱退手当金の制度について知らず、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 8 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 26 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続きを行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は、子供が幼く請求手続きができるはずもない上、厚生年金保険を脱退する意思は無かったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 48 年 7 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 6 日まで
② 昭和 37 年 11 月 3 日から 41 年 10 月 6 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 5 日から 44 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所で夫の国民年金の受給手続を行ったときに、私の年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 44 年 9 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

また、申立人は、申立期間に係る最終事業所を退職後、国民年金の被保険者となるべきであったにもかかわらず、昭和 54 年 3 月まで国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間当時は、年金受給に対する意識が必ずしも高かったものとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 13 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 12 日から 46 年 9 月 16 日まで

平成 21 年 2 月に、社会保険事務所から、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 47 年 5 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 20 日から 41 年 5 月 1 日まで
ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時には退職の手続を行っておらず、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している、申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月7日から31年2月15日まで
② 昭和31年2月15日から32年4月11日まで

ねんきん特別便が届き、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時は、再就職し厚生年金保険に加入するつもりでおり、脱退手当金の請求手続を行うはずがないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の脱退手当金は昭和33年2月20日に支給決定されており、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間に係る最終事業所を退職後、昭和43年7月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいくつかある。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月21日から33年6月30日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間当時にA社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人が名を挙げた同僚が、A社で申立人と共に働いたことがあると供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該供述からは、申立人が勤務していた時期及び具体的な勤務期間を特定することはできない。

加えて、申立人が記憶しているA社の当時の代表者は連絡先が不明である上、同社の所在地とされる地域を管轄する法務局においても同社の商業登記の記録が確認できず、同社の役員等から申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

なお、申立人から提出された昭和33年3月分給与の明細書について、申立人はA社で支給を受けた給与に係るものであると主張しているものの、当該明細書には事業所の名称が記載されていない上、前述のとおり、申立人が同社に勤務していた期間を特定することができないことから、当該明細書が同社で支給を受けた給与に関するものであるかを確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 11 月 13 日から 22 年 7 月まで
② 昭和 22 年 8 月から 27 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、A 社（現在は、B 社）に昭和 16 年 3 月に卒業と同時に入社し、22 年 7 月の解散まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は同社 C 支店勤務の 20 年 11 月 13 日までとなっており、同社 D 出張所の勤務期間が厚生年金保険に未加入となっていることは納得できない。

申立期間②については、義兄が設立した E 社に設立当時から勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は昭和 27 年 2 月 1 日から 28 年 4 月 30 日までのわずか 14 か月となっており、22 年 8 月から 27 年 2 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入となっていることは納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社では、別法人であり詳細は不明と回答しているが、同社が保管する A 社出身者が持ち寄った「役職員名簿」に申立人の氏名が掲載されていることから、勤務期間は特定できないが、申立人は、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①当時、申立人が勤務していたとする A 社 D 出張所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、社会保険事務所の「旧旧旧原簿事業所名索引表」においても、同社 D 出張所の記載は無い。

また、申立人は、申立期間①当時の A 社 D 出張所における上司及び同僚であ

った6人の氏名と担当業務を供述しているが、当該上司及び同僚のうち一人を残して既に亡くなっていると供述しているところ、残る一人の同僚は、自分の場合もA社D出張所での厚生年金保険の加入記録が無いことを供述しているほか、自分が復員し、同社C支店で勤務した後、もう一人の同僚と昭和21年以降に同社D出張所を設立したこと、当該出張所の設立に係る厚生年金保険等の手続について自分はしていなかったこと、及び当該出張所の社会保険事務責任者が赴任してきたのは会社の解散間近であったことを供述している。

このほか、申立人は、申立期間①当時に給与から厚生年金保険料を控除されていたことは不明と供述しており、申立人が記憶していた当該上司及び同僚の申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録も確認できない。

申立期間②について、商業登記簿謄本により、E社は昭和23年3月13日に設立され、申立人が同社の取締役であったことが確認できることから、申立人が設立当時から同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間②当時、E社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年2月1日であることが確認できる。

また、申立人は、E社の取締役であったが、厚生年金保険の手続については知らなかったと供述しているほか、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者として記載されているのは申立人を含め6人であったが、このうち申立人を含む5人の被保険者の資格取得日は、同社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年2月1日となっており、他の一人の被保険者の資格取得日は同年3月1日となっている。

さらに、商業登記簿謄本により、E社は既に解散しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には、昼間働きながら夜間の大学に通っていた(以下「勤労夜間学生」という。)ので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚及び従業員の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、A社及びB社（A社倒産後、事業の一部を引き継いだ事業所）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 46 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は 47 年 3 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所になっていることから、両社は、申立期間のうち 46 年 8 月 1 日から 47 年 2 月 29 日まで厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者は、「当時の勤労夜間学生の雇用形態は、ほとんどがアルバイト採用の身分であったが、一部の勤労夜間学生は正社員扱いにしていたかもしれない。」と回答しており、申立人が勤労夜間学生であったと記憶している3人のうち、二人は、「自分も勤労夜間学生であったが正社員として入社している。」と回答しており、残る一人は、社会保険事務所が保管する同社に係る被保険者名簿に名前が無かったことから、同社では一部の勤労夜間学生について厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれ

る。

さらに、B社の当時の代表者は、「申立人はA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の昭和46年8月にB社の設立準備に加わったが、47年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になるまでの間、給料から社会保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 5 月 21 日まで

社会保険庁の記録によれば、代表取締役として、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、50 万円から 11 万円に減額訂正され、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 5 月 21 日）後の平成 8 年 6 月 28 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7 年 11 月から 8 年 4 月までの期間について、50 万円から 11 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時は社会保険料を滞納しており、未払保険料の解消のため標準報酬月額の減額訂正処理を行ったことを認識している。

さらに、当時のA社の顧問社会保険労務士は、「A社経理担当者及び隣室の別会社（申立人の夫の経営）に勤務する経理担当者（A社の実質上の社会保険事務責任者）から、全喪届処理について相談されたので、自分も同行して社会保険事務所に出向いた。その際、社会保険事務所から代表者印を押した届出とするよう指摘を受けた。その後、具体的な日時は覚えていないが、同社員が要求どおりの書類を提出したことを記憶している。」と供述している。

これらのことから、申立人はA社の事業主として会社の行為を知る立場にあり、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額訂正処理

がなされたものとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社に代表取締役として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険料の標準報酬月額が、59 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正され、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 3 月 31 日）の後の平成 9 年 4 月 18 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7 年 4 月から 9 年 2 月までの期間について、59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時は社会保険料を滞納しており、未払保険料の解消のため、何度か社会保険事務所に呼び出され、差押えの示唆も受けていると供述している。

また、申立人は、A社の厚生年金保険料の滞納整理に当たり、「社会保険事務所が一方的にさかのぼって自分と他の取締役の二人の標準報酬月額を引き下げた」と供述している一方、標準報酬月額変更届等の関係書類について、「平成 10 年 10 月の破産手続開始決定前の 9 年 3 月ごろ、自分が社会保険事務所からの面談要請に応じて同事務所に出向いた際、手交された関係書類に会社印及び代表印を押して提出した」と供述していることから、申立人が標準報酬月額

の減額訂正処理の届出を行ったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 27 日まで
② 昭和 42 年 6 月 27 日から同年 9 月 9 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 5 月 31 日まで
④ 昭和 43 年 6 月 1 日から 46 年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②、③及び④の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①、②及び③はA社グループに勤務し、申立期間④はB社グループに勤務したことは確かであるので、申立期間①、②、③及び④について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について申立人はA社グループで、申立期間④についてB社グループでそれぞれ勤務し、それぞれのグループ会社で厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、それぞれの申立期間において、A社グループ及びB社グループは、社会保険事務所の記録により、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、商業登記簿謄本により、両社グループの所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社グループ及びB社グループ内各社を3か月から6か月ごとに勤務していたと供述しているが、勤務していたとする事業所名について、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるC社以外は記憶していない上、申立期間①、②、③及び④における両社グループでの上司及び同僚の記

憶が明確ではなく、これらの者から、申立人の申立期間①、②、③及び④当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、社会保険事務所のC社に係る被保険者名簿から15人の従業員に照会したところ、回答のあった6人の従業員は、いずれも申立人を記憶しておらず、C社以外のA社グループ及びB社グループについても知らないと供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 3 月 1 日から 18 年 12 月 31 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 17 年 3 月に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、当該期間に厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたと申し立てている。

しかしながら、労働者年金保険法では、申立期間のうち、昭和 17 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、同法の施行準備期間であり、保険料は徴収されない期間であることから、当該期間は労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

また、A社では、申立期間当時の従業員に係る人事記録等の資料を保存していないことから、申立人の申立期間における勤務の実態について確認できないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立期間当時の申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入の有無については、分からないとのことであり、申立内容を裏付ける事情を聴取することができなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、昭和 17 年 10 月にA社に入社したと回答している元従業員についても、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同様に 19 年 1 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年11月30日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から3年9月までは50万円、同年10月は47万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった3年11月30日の後の同年12月19日に、さかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から判断すると、申立人は、申立期間及び訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる上、当時の同社の従業員は、申立人が同社の代表者印を管理していたと供述している。

また、申立人は、厚生年金保険料の滞納を処理するために標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額訂正することについて社会保険事務所から提案があり、これに従ったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に同意していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 12 年 7 月 27 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、15 万円と記録されていたものが、申立人が厚生年金保険の被保険者でなくなった平成 12 年 7 月 27 日の翌日の同年 7 月 28 日に、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正されている上、申立人のほか 2 名の標準報酬月額についても、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該減額訂正が行われた平成 12 年 7 月 28 日に、同社の役員（監査役）であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の経理を担当していたと供述している上、同社の元従業員は、「社会保険の手続は代表取締役と申立人であるその妻が行っていた。」と供述しているほか、社会保険事務所が保管する同社に係る滞納処分票の記載内容から、申立人は、同社の経理担当及び役員として社会保険関係事務に従事し、その権限を有していたものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時にA社において厚生年金保険料の滞納があったことを認識し、自ら代表者印を持参して社会保険事務所に出向き、社会保険事務所が提示した標準報酬月額の減額訂正に係る手続を行い、同社の代表取

締役である夫に事後報告を行ったと供述していることから、申立人は、同社の経理担当及び役員として当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の社会保険事務について権限を有する役員である申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から5年12月31日まで
② 平成7年6月1日から12年7月27日まで

代表取締役としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日の後の6年2月4日に、さかのぼって20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

申立期間②については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から9年7月までは20 万円、同年8月から12年6月までは24 万円と記録されていたが、12年7月28日に、さかのぼって9万2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、上記の申立期間①及び②並びに訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②当時、厚生年金保険料の滞納があったこ

とを認識しており、A社の経理担当者である申立人の妻から標準報酬月額を減額訂正することにより、滞納となっている厚生年金保険料を処理する旨の説明を受けていたと供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 3 月 23 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い標準報酬月額に訂正されている。同社では代表取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 3 月 23 日の後の同年 4 月 7 日に、さかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、当該訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当時、厚生年金保険料の納付期限を延長してほしい旨社会保険事務所に申し出ていたと供述していることから、申立期間に厚生年金保険料の滞納があったことを認識していたものと認められ、申立人が、同社の代表取締役として当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月から 6 年 1 月まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る賃金台帳及び同社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間の一部（平成 5 年 7 月 19 日から同年 12 月 29 日まで）について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社から提出された賃金台帳により、申立期間の一部（平成 5 年 7 月 19 日から同年 12 月 29 日まで）について、同社から申立人に給与が支払われていることは確認できるものの、当該期間の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、上記の賃金台帳には、申立人が A 社に就職する際に提出した平成 5 年度途中までの源泉徴収票が添付されており、その記載内容から申立期間の一部（平成 5 年 1 月から同年 7 月 18 日まで）は他社に勤務していたことが確認できるとともに、同社においても厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A 社の総務担当者は、「当時、社員であれば、原則として厚生年金保険に加入することになっていたが、本人からの申出があれば加入させなかったものと思われ、賃金台帳の社会保険料控除欄に記載が無いことから、申立人は、本人了解の上で加入していなかったのではないか。」と供述している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 15 年 1 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

一方、A社の同僚が保管する源泉徴収票及び給与明細書から、申立期間のうち一部の期間については、当該同僚が同社から受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の記録する標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、上記の同僚については、実際の報酬月額と社会保険庁の記録する標準報酬月額の相違が確認できるについて、社会保険庁の記録する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 7 月 1 日から 14 年 8 月 31 日までの期間において、A 社の監査役もしくは取締役であったことが確認できる上、同社の元役員及び元従業員並びに同社の事務を受託していた社会保険労務士は、申立人は経理及び社会保険事務の担当者であったと供述していることから判断して、申立人は、申立期間当時、同社の社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたと認められる。

これらのことから、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いという回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の役員及び同僚の供述から、申立人が、昭和 48 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間においても、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、商業登記簿上確認することができず、同社の代表者と思われる者及び経理担当者は共に死亡しており、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録では、A社は昭和 47 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、48 年 1 月 21 日に適用事業所でなくなった後、同年 4 月 1 日に移転後の住所地で再度厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、同社は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、上記の役員及び複数の同僚は、A社が移転した後、申立期間も継続して勤務はしていたと供述するものの、申立期間当時の厚生年金保険料の給与からの控除等に関しては覚えておらず、他の同僚の一人は、移転後同人が退職するまでの間、厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年12月1日から7年10月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から8年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年12月から3年6月までは41万円、同年7月から4年9月までは47万円、同年10月から5年7月までは50万円、同年8月から6年9月までは9万8,000円、同年10月から7年9月までは10万4,000円、同年10月から8年7月までは9万2,000円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年8月1日）より後の9年2月5日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が元年12月から4年9月までは6万8,000円に、4年10月から7年9月までは8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の共同代表取締役であったことが確認でき、また、申立人及びもう一人の共同代表取締役は、申立人が総務・経理を担当していた旨供述している。

さらに、申立人は、「当時、滞納保険料のことを相談するため、自分とも

う一人の共同代表取締役で社会保険事務所に出勤し、社会保険事務所の職員から言われたとおり、自分と共同代表取締役の標準報酬月額を減額した。」と供述している。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、A社の共同代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、平成元年12月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

- 2 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の平成7年10月から8年7月までの標準報酬月額については、上記のような不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

また、もう一人の共同代表取締役は、「平成5年に申立人が会社を継いだとき、申立人は資本金を出さなかった。それで、申立人は、高額報酬をもらうわけにはいかないということで、自分の報酬を下げた。平成7年ごろの申立人の報酬は、月額4、5万円くらいだと思う。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年8月1日までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年前後の期間のうちの 3 か月から 4 か月
② 昭和 40 年前後の期間のうちの 6 か月

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A 社及び B 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A 社では、部品課に配属され、電子部品の管理等の業務を行っており、B 社では本社営業部に所属し、勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に昭和 40 年前後の期間のうち 3 か月間から 4 か月間ほど勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を確認することができないと回答している。

また、申立人は、上司及び同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、当該被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社に昭和40年前後の期間のうち6か月間ほど勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、現在同社で保管されている人事記録及び資料等を確認したところ、申立人の在籍を確認することができないため、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を確認することができないと回答している。

また、申立人は、上司の氏名を名字しか記憶していないため、この者を特定することができない。このため、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、当該被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 12 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 10 年 9 月から 11 年 6 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録においてA社が適用事業所に該当しなくなった 11 年 7 月 31 日以降の同年 8 月 2 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録は、10 年 9 月は 30 万円から 11 万円に、同年 10 月から 11 年 6 月までの期間については、20 万円から 11 万円にそれぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。なお、申立人は、標準報酬月額を引き下げる手続を行った記憶は無いと供述している。

しかし、B銀行C支店から提出のあったA社の社会保険料振替口座の記録によれば、平成 11 年 4 月から同年 6 月までの社会保険料が振替されていないことが確認でき、当該振替されていない金額は、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額の記録を基に算定した、申立人及び取締役一人の社会保険料減額分の合計額とほぼ一致している上、当該訂正処理によって生じた社会保険料の差額が、同年 11 月 4 日に当該口座に入金されていることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係の事務手続は、自分が行っていた。」、「会社の代表者印は、自分が管理していた。」と供述している。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成11年7月から12年2月までの期間については、申立人は、「A社の社会保険関係の事務手続は、自分が行っていたが、当時の厚生年金保険に関する資料は、既に破棄している。」と供述している。

また、D市役所の国民健康保険の加入記録により、申立人は、当該期間は国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が、A社において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 3 月 31 日以降の同年 4 月 7 日付けで、申立人の 4 年 8 月から 6 年 2 月までの標準報酬月額の記録が、53 万円から 8 万円にさかのぼって訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

なお、申立人は、A社の社会保険事務手続は、B会計事務所が行っており、当該訂正処理が行われていることについては、知らなかったと供述している。

しかし、申立人は、「会社の経理事務は、自分が行っていた。」「会社の代表者印は、自分が管理していた。」と供述している。

また、B会計事務所は、社会保険関係の届出を申立人の同意を得ずに行うことはあり得ないと回答している上、当時、A社の雇用保険及び社会保険の事務手続を行っていたC会の担当者は、「同社の雇用保険の事業所廃止届は、平成 6 年 3 月 31 日に提出されており、同じ時期に厚生年金保険の適用事業所ではなくなるための手続を行っていると思うが、当該訂正処理については、申立人から相談もなかったし、自分には行っていない。また、社会保険関係の届出を申立人の同意を得ずに行うことはあり得ない。」と供述している。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 15 日から 51 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社は、同僚と一緒に退職したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を同僚と一緒に退職したと主張しているが、当該同僚は所在不明であり、当時の事業主は、人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録から確認できる、A社の複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険の加入状況等については、いずれも不明としており、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 46 年 9 月 15 日に被保険者資格を喪失後、同年 10 月 21 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、事業主は、厚生年金保険の加入等について、勤務している者の被保険者資格を喪失させることは、会社の方針としてあり得ないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 8 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所の戸別訪問により、社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より低い額の標準報酬月額になっていることが分かった。当時、社会保険関係の手続きは、経理担当者が行っており、標準報酬月額が引き下げられていることは知らなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 1 月 31 日より後の同年 2 月 7 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、当初、6 年 3 月から同年 10 月までの期間は 53 万円、同年 11 月から 7 年 12 月までの期間は 59 万円と記録されていたものが、6 年 3 月から 7 年 12 月までの期間について 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録から、平成 8 年 2 月 7 日付けでさかのぼって標準報酬月額の訂正処理がなされる前の同年 1 月 1 日に月額変更届が提出され、申立人の標準報酬月額が 59 万円から 30 万円に、他の 3 名の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額についても引き下げる届出を当該事業所が社会保険事務所に行ったことが確認できる。

また、申立人は、自身の母親が社会保険事務の業務を行っており、これら 2 回の標準報酬月額の引下げ処理については不明としているが、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 17 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 3 月 17 日）の後の同年 3 月 22 日付けで、申立人の標準報酬月額は、5 年 4 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 2 月までの期間は 59 万円から 9 万 2,000 円に、さかのぼって減額処理されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本から同社の代表取締役であったことが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 3 月 17 日）まで、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録により認められる。

さらに、申立人は、A社の経営環境の悪化に伴い社会保険料を滞納し、申立人自身が社会保険事務所と滞納保険料の整理について交渉していたと供述している。

一方、申立人は、社会保険事務所の担当官から、滞納保険料は代表取締役等の標準報酬月額を調整して補填する旨の説明は受けず、届出書類は提出しなかったと供述している。しかしながら、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考

え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えてるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の額より低い額の標準報酬月額になっていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 17 年 2 月から同年 8 月までの期間は 62 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（17 年 9 月 1 日）の後の、同年 9 月 20 日付けで申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 17 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、平成 19 年 5 月 8 日まで申立人が代表取締役であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所から提出された、上記標準報酬月額の減額処理に係る同社からの月額変更届等（平成 17 年 9 月 20 日受付印）には、同社の代表取締役として申立人が記名及び押印していることが確認できる。このことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が自ら社会保険事務所に提出

した月額変更届により訂正されたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の改定処理に関与しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 29 日から同年 12 月 13 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 42 年 7 月 22 日に被保険者資格を取得し、43 年 1 月 29 日に資格を喪失した際、健康保険証を返納した記録が確認できる。その後、申立人は同年 12 月 13 日に同社において、異なる厚生年金保険の被保険者番号で新たに被保険者資格を取得していることから、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得届を社会保険事務所に提出していることがうかがわれる。

また、A社の現在の事務担当者に申立人の勤務状況、保険料の控除等を確認したところ、当時の資料は残っておらず、勤務状況、厚生年金保険料控除の確認はできないとしながらも、同社には退職及び再入社した社員も珍しくなく申立人もその可能性はあるとしており、被保険者資格を喪失した従業員から保険料を控除はしていない旨を供述している。

さらに、申立人の勤務を供述した同僚のほか、複数の同僚に照会を行ったが、

申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人の記憶する同僚3名についても、そのうち2名に関してはA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、記録のあった同僚1名についても、記録されている厚生年金保険の被保険者期間は、本人の記憶している勤務期間より短いとの供述が得られた。

以上のことから、申立期間当時、A社は同社に勤務していたすべての期間において、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から31年1月1日まで
② 昭和31年1月1日から33年12月30日まで
③ 昭和34年4月1日から35年2月1日まで
④ 昭和35年2月1日から同年5月1日まで
⑤ 昭和35年6月1日から37年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び③については、厚生年金保険の加入記録が無い、また、申立期間②、④及び⑤については、厚生年金保険に加入していた記録はあるが、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。しかし、申立期間①及び③については、勤務したことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。また、申立期間②、④及び⑤については、脱退手当金が支給されたとされる当時、そのような制度があることを知らず、請求した覚えもないので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和29年4月1日からA社に勤務していたと申し立てているところ、申立人の妹の供述から、申立人は、31年1月1日以前から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和38年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、破産していること、また、

代表者等の連絡先が不明であること等から、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、申立人の妹を含む当時の同僚を記憶しているが、当該同僚から、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時同社に在籍していたことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除の実態に係る供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人は、昭和34年4月1日からB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和45年2月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、解散していること、また、代表者等の連絡先が不明であること等から、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚を記憶しているが、勤務していた期間が異なることなどから、これらの同僚から申立人のB社における勤務状況や厚生年金保険料の控除の実態に係る供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時同社に在籍していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった従業員のうち1名は、申立人を記憶していたが、勤務していた期間等、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の実態を確認できる供述を得ることはできなかった。また、これら従業員は、いずれも自分が入社したと供述する時期から約3年後に被保険者資格を取得した記録があることから、同社では、入社してから相当期間が経過した後に、従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係るものと申立期間④及び⑤に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

また、申立期間②については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をC省（当時）から脱退

手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年3月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間④及び⑤については、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和37年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立期間②と申立期間④及び⑤の厚生年金保険被保険者記号番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であり、ほかに、申立人が、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 56 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間には、同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承したB社から提出されたA社C営業所の従業員の入社日等が記載されているノート（以下「加入記録ノート」と言う。）及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和 53 年 8 月 1 日からA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「A社C営業所は既に閉鎖されており、加入記録ノート以外には申立期間当時の資料は残っていない上、当時の事情を憶えている従業員もおらず、経営者も何度も代わっているため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している。

また、加入記録ノートにより昭和 53 年 7 月から同年 8 月までの間にA社C営業所に入社したことが確認できる従業員のうち、申立人を除く 13 人について、厚生年金保険の加入状況を調査したところ、3 人は入社した月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、ほかの 3 人は入社から 1 か月ないし 2 年 6 か月後に資格取得しており、7 人は同社における厚生年金保険の加入記録が無い。このことから、A社では、申立期間当時、必ずしも全従業員を入社時から厚生年金保険に加入させていなかったと認められる。

さらに、上記の加入記録が無い7人のうちの1人は、「A社C営業所に勤務していた間、自分の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 8 月から同年 11 月までは 59 万円、同年 12 月から 4 年 2 月までは 44 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年3月31日より後の同年4月14日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人及びA社の元経理担当者は、申立期間当時に厚生年金保険料等の滞納があった旨供述している。

また、上記の元経理担当者は、「社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に小切手を持って行ったことがある。滞納保険料を清算するために、申立人と自分の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することに同意したかは覚えていないが、自分が交渉に当たったとしても、すべて代表取締役である申立人の指示で行った。」と供述していることから、A社の代表取締役である申立人が、上記減額訂正に同意していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、

自らの標準報酬月額の記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 10 月 1 日から 8 年 4 月 30 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 8 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 社に代表取締役として勤務した申立期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の代表取締役を務めていた申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日までの期間について、社会保険庁のオンライン記録において、元年 12 月 22 日付けで、当該期間のうち、同年 7 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額が、さかのぼって 41 万円から 9 万 8,000 円に訂正されており、同時に同年 10 月の定時決定の記録（41 万円の標準報酬月額）が取り消され、9 万 8,000 円に訂正された上、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果、同年 10 月から 2 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額も 9 万 8,000 円と記録されている。

その後、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 4 月 30 日。以下「全喪日」という。）より後の 8 年 5 月 2 日付けで、申立期間のう

ち、昭和 63 年 9 月から元年 6 月までの期間に係る標準報酬月額についても、41 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、全喪後の平成 8 年 5 月 2 日に行われた減額訂正処理について、申立人は、関与していない旨主張しているが、当該処理が行われたとき、A 社には申立人しか在籍しておらず、また、申立人は、「平成 7 年ごろから保険料の支払を滞納するようになった。8 年に社会保険事務所の職員から社会保険を辞めるように言われ、会社も大変だったので辞めることにした。用意された書類に署名し印鑑を押した。」と供述していることから、申立人が当該処理に関与していなかったとは考え難い。

次に、全喪日前の平成元年 12 月 22 日に行われた減額訂正処理について、A 社の従業員の一人は、「1、2 か月の給与の遅配があったので、会社の経営状況は大変だったと思う。」と供述しており、また、当該処理が行われたとき、同社には申立人と当該従業員の二人しか在籍しておらず、当該従業員は、自分は同社の社会保険事務手続に携わっていない旨供述していることから、当該処理についても、申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、2 度にわたる自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該 2 度の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立人の申立期間のうち、平成 2 年 10 月 1 日から 8 年 4 月 30 日までの期間について、社会保険庁のオンライン記録において、当該期間に係る標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているが、さかのぼった記録の訂正等の形跡は無く、上記のさかのぼった訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、「会社の経営が不振であったため、帳簿上は報酬の支払を受けていたが、実際にはもらっていなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から同年 11 月 17 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に代表取締役として勤務した申立期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 11 月 17 日より後の同年 11 月 19 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって 26 万円に減額訂正されていることが確認できる。

上記の減額訂正処理について、申立人は、「標準報酬月額の記録を訂正した記憶は無い。」と主張しているものの、「保険料が支払えないので、社会保険事務所に社会保険を辞めたいとお願いに行った。社会保険事務所では、書類をもらい、職員に言われるままに書いて会社の印鑑を押した。」と供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。標準報酬月額の引下げについては、関知していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 5 月から 6 年 2 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 6 年 3 月 31 日) と同日に、申立人を含む取締役 2 名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間が 20 万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の厚生年金保険を継続することが難しい状況だった。社会保険事務所の担当者から厚生年金保険料を滞納しているので、厚生年金保険から脱退すれば、事務処理はしておくと言われ、そのとおりにお願いした。」旨供述している。

さらに、当時、経理担当の取締役であった申立人の妻が「社会保険事務所には、夫と一緒に会社の印鑑を持って行った。」旨供述している。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたものは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5302

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から6年3月8日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与より低額になっていることが判明した。申立期間の給与は20万円から26万円くらいであったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年6月から同年7月までの期間は20万円、同年8月から6年2月までの期間は26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月8日）の後の同年3月9日付けで、申立人を含む2名の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間は8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の資金繰りが苦しかったので、税理士に、厚生年金保険から脱退するよう手続を依頼した。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 11 月 27 日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 11 月から 8 年 10 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 11 月 27 日）の後の同年 12 月 4 日に、申立人を含む取締役 2 名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6 年 11 月から 8 年 10 月までの期間が 34 万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の常務取締役として社会保険事務を担当し、時期は明確に覚えていないが、厚生年金保険料を滞納していたため、たびたび、社会保険事務所から督促を受ける一方、厚生年金保険から脱退するように勧告された。事業主と相談の上、従業員にも国民年金への切替えを説明し、厚生年金保険から脱退の手続を行った。」旨供述している。

申立人は、滞納保険料について、当該社会保険事務所の担当者から免除する

と言われたので標準報酬月額の減額訂正処理に応じたと供述しており、申立人が、標準報酬月額の減額訂正処理に同意したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務担当の常務取締役として、自身の当該標準報酬月額の減額処理にいったん同意しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 12 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。申立期間当時の標準報酬月額は 53 万円であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 5 年 5 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円、同年 11 月は 59 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成 6 年 12 月 1 日）の後の 7 年 1 月 4 日付けで、さかのぼって 5 年 5 月から 6 年 10 月までの期間は 8 万円、同年 11 月は 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人が代表取締役となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時にA社における厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、申立人自身は社会保険事務所からの呼出しと督促を受けて滞納額を支払ったとしているものの、当該滞納額をすべて支払ったかどうかは不明と供述している。

さらに、申立人は、平成 6 年 6 月にA社の社会保険事務担当者が退職した後の期間について、社会保険の届出等を行う者は、申立人のほかにはいなかったと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正する処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 16 年 1 月 23 日まで

A社に代表取締役として勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。申立期間当時の標準報酬月額は 62 万円だったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、62 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成 16 年 1 月 31 日）の直前の同年 1 月 26 日付けで、9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人が代表取締役となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時にA社における厚生年金保険料の滞納があったことを認めている上、社会保険事務所の窓口において厚生年金保険に係る標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理を行ったと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から60年10月31日まで

A社が厚生年金保険料の支払いに困った時、社会保険事務所の方が少ない保険料にしてくれて助かったと、同社の代表取締役であった弟が言っていた。その弟が経理を担当しており、昭和51年から昭和60年まで同じ給料だったので、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の代表取締役は、同社は昭和61年11月4日に解散していることから、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないとしており、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認できない。

また、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人の実弟によると、当時、同社は社会保険料の滞納があり、当該保険料を納付するため社会保険事務所に外向いていたとしており、申立人はその経緯をよく知っていた旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条1項ただし書の規定により、事業主が保険料を納付する義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当することから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 54 年 10 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 61 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立期間当時にA社に勤務していた従業員に照会したところ、複数の者から、同社の従業員は、医療保険はB国民健康保険組合、年金は国民年金に加入しており、厚生年金保険には加入していなかった旨の回答を得た。

さらに、現在のA社の事業主に照会したところ、申立期間当時の資料等は保管していないが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に従業員から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いと供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には昭和 30 年 11 月から勤務したことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所を含め、B県内の事業所を統括し、厚生年金保険の適用事業所となっていたC事業所は、平成 9 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。このため、D事業所に照会したところ、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保管していないことなどから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている。

また、申立人が記憶している複数の同僚について、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から加入状況等を見ると、ほぼ半数の者が厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人と同世代で同様の業務に就いていた同僚は、いずれも申立人と同日である昭和 33 年 4 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人と同日の昭和 33 年 4 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうち連絡の取れた者は、昭和 32 年 4 月からA事業所に勤務していたと供述している。

これらのことから、A事業所は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させ

ていたとは考え難い上、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 平成 8 年 5 月 1 日から 10 年 4 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 34 年にB社が倒産した後、再出発したA社に 54 年 12 月まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、実際の給与額と相違していることが分かった。昭和 55 年にC社を設立し、平成 10 年 4 月に倒産するまで一度も給与が引き下げられたことは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間①当時のA社の事業主の供述及び同事業主から提出のあった給与所得所得税源泉徴収簿から判断すると、申立期間①当時、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 10 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、上記事業主に照会したところ、厚生年金保険の適用事業所となるまでは、社員から厚生年金保険料を控除していないと供述している上、上記の給与所得所得税源泉徴収簿において申立人の厚生年金保険料が給与か

ら控除されているのは、昭和 40 年 10 月分からであることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、社会保険庁の記録において、当初、平成 8 年 5 月から 9 年 9 月までの期間は 26 万円、同年 10 月から 9 年 9 月までの期間は 28 万円、同年 10 月から 10 年 3 月までの期間は 26 万円と記録されていたところ、C 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 4 月 30 日の後の同年 6 月 1 日に、それぞれ 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、C 社の商業登記簿謄本において、申立人が代表取締役となっていることが確認できる。

また、申立期間②当時、C 社が委託した社会保険労務士は、「C 社は資金繰りに行き詰まり、会社の依頼を受け、全喪届、申立人夫婦の標準報酬月額を減額する旨の届け出をした記憶がある。」と供述している。

さらに、C 社の当時の従業員に照会したところ、上記の社会保険労務士の供述について認めているほか、他の従業員は、「会社から経営が苦しいため社会保険を止めるので、個人で保険をかけるように言われた。」と供述している。

これらのことから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額処理することに同意していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、C 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まで

申立期間①はA社に、また、申立期間②はB社に勤務していたが、それぞれの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚等の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時の従業員等が申立期間当時に同社に在籍していたと記憶している者 28 名のうち、申立人を含む 4 名について被保険者資格を取得した記録が無く、このことから、当該事業所においては、従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先が不明、さらに、申立人が勤務していたC営業所の責任者は死亡しており、加えて社会保険の事務担当者も不明であることから、同社における厚生年金保険の取扱い等について事情を聴取することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿について、全期間に係る記載内容を確認したが、健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社に勤務していたことを申し

立てている。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に在籍していた従業員2名に照会したところ、回答があった1名は、「申立期間当時、申立人はB社にいなかった。」と供述している。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の実質的な事業主及び経理・総務担当者（商業登記簿謄本上の事業主）は死亡しており、さらに社会保険の事務担当者も連絡先が不明であることから、申立てに係る事情について聴取することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿について、全期間に係る記載内容を確認したが、健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

なお、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年9月1日であり、申立期間の一部は適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
② 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 1 月 5 日まで
③ 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、また、申立期間③はC社に勤務していたが、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各社にはそれぞれの期間に勤務していたので、同期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同期間にA社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。また、同社の所在地を管轄する法務局に、同社の商業登記の記録は無く、名称が類似する事業所の記録も見当たらない。

また、申立人は、A社の代表者、代表者の妻及び同僚の氏名や年齢等について記憶が曖昧^{あいまい}なため、これらの者の連絡先を把握することができず、そのため申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について事情を把握することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人は同期間にB社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、B社の複数の従業員は、同社では従業員はすべて、入社時から雇用保険を含めた社会保険に加入させていたと供述しているところ、申立人の同社における雇用保険の記録と厚生年金保険の記録は、共に昭和51年1月5日から同年5月20日までとなっており、申立期間については雇用保険の記録も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、申立人は同期間にC社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、C社の申立期間当時の事業主は、「同社は、別会社を後に創業するために一時的に設立した会社であり、女性従業員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、同社の複数の従業員も、同社では、女性従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思うと供述している。

なお、社会保険事務所が保管する、同社の厚生年金保険被保険者名簿の内容を確認したところ、女性で被保険者資格を取得している者はいない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 7 月 11 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額とは異なる金額に変更されているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 6 年 4 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 6 月までは 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 7 年 7 月 11 日の後の同年 7 月 24 日を処理日として、遡^{そきゅう}及して 10 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 7 年 7 月 24 日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社には社会保険料の滞納は無く、当該訂正処理の手続を行った記憶は無いとしているが、同社を平成 7 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所でなくする手続をした理由は、同社の経営が行き詰まったためであるとしており、また、事務担当者であった申立人の妻も、同社の経営については資金繰りが大変だったことを供述している。さらに、A社が取引していた金融機関から提出された当座預金取引明細表によると、7 年 5 月及び同年 6 月の社会保険料について、口座振替による納付が行われている記録は確認できず、このことについて、申立人は、「会社とは別の口座から振り込みしたか、銀行の窓口で現金で支払ったかのどちらかである。」と供述しているが、これを確認でき

る資料は無い。なお、上記2か月分の厚生年金保険料と標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理によって生じた差額は、金額に近いものとなっている。

さらに、申立人は、A社の代表者印を自身が所持し管理していたと供述しており、同社を厚生年金保険の適用事業所でなくする手続を行う際にも所持していたように思うと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社においては、社会保険料の滞納があった可能性が認められ、代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたと考えることが自然であるところ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月から24年6月まで

A社に勤務していた申立期間について、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた元同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年4月1日であり、申立期間のうち20年12月から23年3月までは適用事業所となっていない。

また、申立人によりA社の事業主であったとされる者は、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無く、連絡先を把握できないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて、事情を聴取することができない。

さらに、申立人の紹介でA社に入社したとされる同僚は、同社の厚生年金保険被保険者名簿に加入記録は無く、申立人及び当該同僚がともに記憶している同僚4名のうち3名についても、同社の厚生年金保険被保険者名簿に名前が無い。

加えて、申立人の紹介でA社に入社したとされる同僚は、同社の親会社において昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社の親会社の厚生年金保険被保険者名簿の記載内容を確認したが、申立人の名前は見当たらなかった。このことについて、当該同僚は、「変電所関係

の者は、全員が昭和 24 年 4 月 1 日に A 社から親会社に異動しており、申立人は、これよりも早く A 社を退職したのではないかと思う。」と供述している。

なお、申立期間に係る A 社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、記載に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 62 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 55 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB国民健康保険組合の回答から、申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 12 年 4 月 30 日までA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 62 年 11 月 1 日であり、申立期間には同社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、A社の現在の事業主は、「申立期間当時、全従業員が厚生年金保険に未加入であり、保険料控除も無かった。従業員に国民年金に加入するように勧めていた。」と供述しており、同社の元同僚及び元従業員も、「厚生年金保険に加入したのは、昭和 62 年 11 月 1 日からである。」と供述していることから、申立期間には保険料控除が無かったことが推認できる。

このほか、申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から7年6月30日まで

社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年3月31日以降の同年4月24日付けで、6年6月から同年10月まで53万円、同年11月から7年5月まで59万円がそれぞれ9万8,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成7年後半ごろから経営が苦しくなり、社会保険料を滞納しがちになった。社会保険事務所職員に社印を預け滞納保険料の処理を依頼した。」と回答していることから、同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月から28年5月19日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和27年10月に同社に入社し、厚生年金保険に加入していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成21年7月31日に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、同事業所及び事業主から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚3名（社会保険事務所の保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時勤務していたことが確認できるのは当該3名のみ。）も既に死亡しているため、同僚から申立人の勤務実態等について確認することもできない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 7 年 3 月 15 日まで

社会保険庁の戸別訪問（2 万件調査）により、A 社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、当時の標準報酬月額の最高額の保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 7 年 3 月 15 日以降の同年 3 月 23 日付けで、5 年 6 月から 6 年 10 月まで 53 万円、6 年 11 月から 7 年 2 月まで 59 万円がそれぞれ 9 万 8,000 円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、A 社の元従業員は、「社長から、経営不振で資金繰りが困難なため厚生年金保険の適用事業所でなくなると説明を受けた。」と供述しており、同社の取引銀行から提出された同社の預金明細表において、平成 5 年 6 月から 7 年 3 月末日まで、厚生年金保険料が引き落とされていないことが確認できることから、同社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが推認できる。

また A 社の元従業員は、「社業は社長がすべて行っていて、社印も社長が管理していた。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものでは

ないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から 29 年まで
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 5 月まで
③ 昭和 39 年 1 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①にはA社、申立期間②にはB社、申立期間③にはC社D営業所にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が記憶しているA社の元同僚は、申立人の在職期間は昭和 28 年 4 月から 29 年 10 月まで、勤務形態は正社員と回答していることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿により、A社は、申立期間より後の昭和 30 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、申立人が記憶している元同僚は、「自分が入社したのは昭和 24 年であり、厚生年金に加入したのは入社 6 年後だったと思う。」と回答していることから、同社においては昭和 30 年 6 月以前に厚生年金保険料控除はなかったと推認できる。

また、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も

無い。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所の保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記憶している同社の事業主及び元同僚の名前が記載されていることが確認できる。また、申立人の「同社がカメラ盗難保険の代理店をしていた。事務所の2階で現像の仕事をしていた。」との回答と上記被保険者名簿により把握した複数の従業員の回答が一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は所在が確認できないため、同社及び事業主から申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記被保険者名簿の整理番号には欠番が無い上、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 申立期間③について、C社に申立人の勤務実態を照会したところ、「申立人が勤めていたとするD営業所は、C社とは別会社で、個人オーナーであった。当社に申立人の在籍は確認できない。」と回答している上、申立人が記憶しているD営業所の事業主は既に死亡し、同僚の住所も不明のため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、社会保険庁の記録により、申立人が勤務していたとするD営業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことが確認できる。

さらに、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年4月24日まで

社会保険事務所職員の訪問により、A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成8年10月から9年3月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月24日の後の同年4月25日付けでさかのぼって、申立期間について32万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿から、申立人は、当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。また、申立人は、申立期間当時に同社において厚生年金保険料の滞納があり、取締役である妻が厚生年金保険の適用事業所の全喪手続を行ったことを認めている。さらに、当時勤務していた従業員は、申立期間当時、申立人が社会保険事務所に出向いていたこともあったように思うと供述している。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、

自身の標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月1日から48年12月31日まで
② 平成2年4月1日から同年11月30日まで
③ 平成11年2月5日から同年9月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A社は平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後に解散していること、また、代表者から回答が得られないこと等から、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間①当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員24人に申立人の同社での勤務状況を照会したが、申立人を記憶しているものはおらず、申立期間①の当時における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録及び雇用保険の記録から、申立期間のうち、昭和44年3月22日から同年5月6日までの期間は、別の事業所で被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社の当時の代表者の供述から、申立人が、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記代表者は、申立人はB社に勤務していたが、当時、同社では本人の希望により社会保険に加入させており、申立人は希望をしなかったため加入していなかったと供述している。

また、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時、同社で勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった従業員のうち、2名の従業員から、同社は、従業員の出入りの多い事業所であり、従業員からの希望が無い限り、厚生年金保険に加入させていなかったとする事業主の供述を裏付ける回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及び代表者の供述から、申立人が、当時、C社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社の関係者は、当時複数あった同社の営業店舗の業務内容により、厚生年金保険に加入させる店舗と加入させない店舗があり、申立人は加入させない店舗に勤務していたと供述している。

また、C社に係る被保険者名簿で、申立期間当時、同社で勤務していたことが確認できる従業員2名に照会したところ、いずれも厚生年金保険に加入させる店舗で勤務しており、申立人を記憶していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月31日から55年2月1日まで
② 昭和55年3月1日から同年9月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和53年9月26日から55年11月20日まで継続して勤務していたので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和54年8月31日に被保険者資格を喪失後、55年2月1日に同社で資格を再取得し、同年3月31日に再喪失した後、再度、同年9月2日に資格を取得しており、54年8月31日から55年2月1日までの期間及び同年3月31日から同年9月2日までの期間の被保険者記録がないところ、同社には入社した以降、継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、A社には社長の秘書兼運転手として採用されたが、その時期は明確ではないが、2度にわたり自動車運転免許の停止処分を受け、社長の運転手から同社の営業支店に営業職として派遣され、同社における業務内容が変更された旨供述している。また、運転免許証を返納した際に、健康保険証もあわせて返納した記憶がある旨供述しているが、このことは、昭和54年8月31日に被保険者資格を喪失した際には、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿に健康保険証を返納した記録があることから裏付けられる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者資格の取得と喪

失を繰り返している従業員が複数いることが確認でき、そのうち連絡の取れた2名の従業員のうち1名の従業員は、同社では営業成績により、厚生年金保険に加入できない期間があったと供述している。また、もう1名の従業員は、同社には継続して勤務していたが、申立人と同様に被保険者資格の喪失後、同社において再取得している記録があることについて、その理由は分からないと供述している。これらのことから、同社においては、何らかの理由で従業員の被保険者資格を喪失、再取得をさせていることがうかがえる。

さらに、A社は、社会保険事務所の記録によると、昭和56年8月31日に適用事業所でなくなり、その後解散している。また、代表者等の連絡先が不明であり、申立人が記憶している申立期間当時の同社における同僚とは連絡が取れず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5336

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から平成3年9月27日まで

社会保険事務所の調査により、代表取締役として勤務したA社における、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、53万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年9月27日の後の同年11月7日に、さかのぼって申立期間が30万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時及び当該処理が行われた平成3年11月7日の時点で同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、不況の影響から平成3年9月にA社は倒産状態になり、任意整理を行ったと供述していることから、同社において社会保険料の滞納が発生していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、A社の代表者印の管理を経理担当役員に任せており、社会保険関係事務を同役員に委任していたと供述している。しかしながら、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の平成3年11月7日付けで、申立人のみ標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理が行われていることを踏まえると、上

記経理担当役員が、同社の代表取締役である申立人の関与が全く無いまま保険料の滞納分の処理のため、^{そきゅう}遡及訂正処理の手続を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負う立場にあり、当該行為の結果である訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 7 月から同年 11 月までは 53 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 12 月 31 日の後の 6 年 1 月 31 日に、当該標準報酬月額の記録は、さかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 6 年 1 月 31 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人の妻は、A社では平成 5 年 12 月ごろには社会保険料の支払が遅れていたこと、また、同社の代表者印は申立人が管理しており、ほかの者が代表者印を使用することは無かったことを供述しており、さらに、同社における社会保険の手続きは、通常は、申立人が社会保険事務所に outward、書類を作成して提出しており、申立人が忙しいときには、自分が社会保険事務所に行って書類を作成し、同書類を会社に持ち帰って申立人に代表者印を押してもらった

後に社会保険事務所に提出していたことを供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から9年10月8日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

申立期間当時、同社の代表取締役であったが、社会保険の事務手続については外部に業務委託しており、標準報酬月額の引下げに同意した覚えは無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成4年2月から同年4月までの期間は20万円、同年5月から9年9月までの期間は11万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月8日の翌日の同月9日に、遡^{そきゅう}及して4年2月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から9年9月までの期間は9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できるところ、複数の従業員が、同社では経理や総務の担当者はおらず、すべての決定権は代表取締役である申立人が有していたと供述している。

また、申立人は、平成9年10月におけるA社の厚生年金保険の適用事業所を廃止するための手続については、自らが行ったことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任

を負っているA社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年12月1日から52年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の平成6年1月から7年9月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月1日から52年10月1日まで
② 平成6年1月から7年9月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（B社に名称変更。）に勤務した期間のうち、申立期間①については加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②についてはB社の代表者であったが、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の代表者として同社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①のうち、昭和40年12月1日から44年2月1日までの期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人は、当該期間について同社が厚生年金保険の適用事業所に該当する旨の届出を行った覚えは無く、申立期間①のうち、適用事業所となった同年2月1日以降の期間については、自身の

厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行った覚えは無いと供述している。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成6年1月から7年9月までの期間は53万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年10月31日の後の8年2月6日に、遡^{そきゅう}及して9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、B社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できる上、同社の代表者印及び銀行印は自身で保管しており、社会保険事務所への手続はすべて自分が行っていたと供述している。

また、社会保険事務所では、このような標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正については、事業主からの届出を受けて処理していたと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているB社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべき立場にあり、当該行為の結果である標準報酬月額^{そきゅう}の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月15日から34年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたと申し立てているところ、社会保険庁のオンライン記録からは、A社が申立期間について厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社は、申立期間前後において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び適用事業所に該当する旨の処理が行われており、当該処理の前後で同社の住所地が異なっていることが確認できる。このほか、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できた従業員全員が、申立期間については厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所の現在の代表者は、申立期間当時の代表者は既に死亡しており、当時の記録も残っていないため、申立人の勤務の実態等については確認できないと供述しているほか、申立期間当時、同社で厚生年金保険

の被保険者となっていることが確認できた複数の従業員も、当時の事情に関する記憶があいまいであり、自身や申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については分からないと供述している。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 20 日から 45 年 7 月 1 日まで
平成 20 年 5 月に、社会保険事務所で自分の年金記録を確認してもらったときに、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、申立期間に係る事業所を退職したのは、親の看病や付き添い等で勤務できなくなったためであり、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給したのかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 45 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案5342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から34年1月15日まで

退職して年金の手続を行うために、社会保険事務所へ行ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間に係る事業所の退職時に、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年4月21日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年3月18日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和49年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 40 年 4 月 23 日まで
平成 19 年ごろ、社会保険事務所へ行った際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、当時は主人の転勤等で転居するなどしており、年金のことは頭に無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 40 年 6 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る事業所の事業主は、退職者に対し脱退手当金に係る説明や社会保険事務所への代理請求を行っていた可能性が高い旨回答しているほか、当該事業所において脱退手当金の支給記録が確認できる複数の同僚が代理請求により脱退手当金を受給したと供述している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 6 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、商業登記簿謄本によりA社の代表取締役として在籍していたことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から6年4月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年5月31日）の後の同年7月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立期間については26万円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の当時の取締役の一人は、「自分はA社の社会保険担当者であり、申立期間当時、同社には、社会保険料の滞納があり延滞金も発生していた。また、社会保険事務所から社会保険料の滞納について督促があり社会保険事務所へ出向いた。」と供述し、同社の当時の従業員の一は、「代表取締役であった申立人が社会保険料の滞納について社会保険事務所へ出向いたことを記憶している。」と供述している。

また、申立人は、「申立期間当時、A社には、社会保険料の滞納が1か月から2か月分あったと思う。また、社会保険事務所から呼出しを受けて、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続を行った。その際、社会保険事務所の担当者から社会保険料の滞納処理についての提案があり、応諾後、何種類かの関係書類に代表者印を押印した。」と供述している。

これらのことから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から10年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、商業登記簿謄本によりA社の代表取締役として在籍していたことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から10年2月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成10年3月31日)と同日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立期間については9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時、A社の業績は順調であり、社会保険料の未納はなかったと思うが、仕事上のトラブルが発生してから会社の経営が悪くなった。」と供述している上、申立人から提出された新聞のインタビュー記事では、「会社は規模を縮小していた時期だった。」とこたえていることから、A社には厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

また、申立人は、「A社の社会保険関係の手続は経理及び総務担当者が行っ

ていた。また、社会保険関係については、当該担当者に同社の代表者印を預けてすべてを任せていた。経理及び総務担当者を信頼しており、当該業務についてはチェックしていなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 7 年 10 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、商業登記簿謄本によりA社の代表取締役として在籍していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 11 月から 7 年 6 月までの期間は 36 万円、同年 7 月から同年 9 月までの期間は 30 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 10 月 20 日）の後の同年 12 月 4 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、2 年 11 月から 6 年 10 月までの期間は 8 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までの期間は 9 万 2,000 円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の当時の取締役の一人は、「申立期間当時、A社の経営は大変厳しい状態であった。また、社会保険関係の手続は同社の代表取締役である申立人が担当していた。」と供述している。

さらに、A社の経理事務を担当していた会計事務所の従業員は、「A社から

受託したのは決算関係のみで、社会保険関係については引き受けていない。代表取締役である申立人が同社における社会保険関係の事務手続を担当していた。」と供述している。

加えて、申立人は、「A社における経理、総務及び社会保険関係業務は自分が担当していた。平成7年ごろから経営状況が悪くなり、社会保険料の滞納があった。社会保険事務所から呼出しが数回あり、その都度社会保険事務所へ相談に出向いた。また、従業員等に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届は、同年12月ごろに代表者印を持参して社会保険事務所へ出向き手続をした。関係書類作成の時に標準報酬月額の引下げに係る書類があったかも知れない。」と供述していることから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所の訪問により、A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。月に 40 万円くらいの給与をもらっていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、商業登記簿謄本によりA社の代表取締役として在籍していたことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 6 月から 10 年 6 月までの期間は 41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 7 月 31 日）の後の同年 8 月 20 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立期間については 9 万 8,000 円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時にA社において保険料の滞納があったことを認めており、滞納保険料の件で社会保険事務所に行ったと供述しており、申立期間当時のA社における社会保険の担当者も、「社会保険の業務は申立人本人が行っていた。社会保険事務所で減額訂正の手続を行ったのも申立人本人であると思う。」と供述していることから、申立人は、滞納保険料を解消するため、自らの標準報酬月額を減額訂正することに同意したものと考えてるのが自然で

ある。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 20 日まで

社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額処理されている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成 12 年 4 月から同年 9 月までの期間は 59 万円、同年 10 月から 14 年 2 月までの期間は 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（14 年 3 月 20 日）の後の同年 4 月 8 日付けで、12 年 4 月 1 日に遡^{そきゅう}及して、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額処理されている。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点では、保険料の滞納は無かったと主張する一方で、A社の経営悪化に伴い、社会保険事務所においてA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の手続を行ったと供述していることから、当該手続と同日に行われた上記減額処理に申立人は関与していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬

月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成元年 10 月から 2 年 9 月までの期間は 47 万円、同年 10 月から 7 年 9 月までの期間は 53 万円、同年 10 月から 8 年 12 月までの期間は 59 万円、9 年 1 月から 10 年 1 月までの期間は 50 万円と記録されていたところ、申立人及び代表取締役の 2 名について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年 2 月 28 日）の後の同年 7 月 6 日付けで、3 年 1 月から 10 年 1 月までの期間、11 年 8 月 31 日付けで、2 年 10 月から同年 12 月までの期間、11 年 9 月 7 日付けで、元年 10 月から 2 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して、それぞれ 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の取締役であったことが確認できるところ、A社の担当社会保険労務士は、申立人は社会保険事務を担当していたと供述している。

また、申立人は、代表取締役の指示の下、上記の減額処理に関する書類を作成したと供述していることから、上記減額処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務の担当取締役として自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から6年11月30日まで

社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与と著しく相違したものに訂正されている。平成5年3月にさかのぼって標準報酬月額を引き下げられたことについては、説明を受けておらず、納得できない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成5年3月から同年11月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録では、当初、厚生年金保険の標準報酬月額は53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（6年12月1日）と同日付けで、当該期間の標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額処理されている。

しかし、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自身が社会保険事務の担当者であり、自ら社会保険事務所に行き、厚生年金保険を脱退する手続きを行い、関係書類に押印したと供述しているところ、当該手続きが行われた日と同日に上記減額処理が行われていることから、代表取締役であった申立人が関与せずに上記減額処理が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理は有効なものでは

ないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成5年12月から6年6月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録では、当初、平成5年12月から6年3月までの期間の標準報酬月額は53万円、同年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額は50万円と記録されていたところ、同年7月7日付けで、標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されている。

しかし、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人から提出のあった給料台帳では、申立人の平成6年1月分から6月分の給与は各月10万円に訂正されていることが確認できることから、申立人は、社会保険事務所の指導により、月額給与を訂正し、同事務所に提示したと供述していることから、上記減額処理について申立人は同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理は有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成6年7月7日から6年11月30日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録では、上記2のとおり、6年7月7日付けで、5年12月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を9万8,000円に減額処理した後、6年8月15日付けで同年10月の算定により標準報酬月額を11万に変^{そきゅう}更していることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額は遡^{そきゅう}及して減額処理されたものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 3 月 13 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A 社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と相違している。申立期間中は、100 万円以上の給与をもらっていたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 3 月 13 日）の後の同年 6 月 6 日付けで、7 年 7 月 1 日に遡^{そきゅう}及して申立期間の標準報酬月額が 15 万円に減額処理されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、上記減額処理が行われた当時、A 社において厚生年金保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から呼出しを受け、担当職員からこれ以上の保険料の滞納は許されず、国民健康保険に切り替えて事業を営ようよう指導・助言されたため、関係書類に押印した記憶があると供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられ、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には昭和 28 年 4 月から勤務しており、厚生年金保険料を控除されているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、当時の資料を保管していないと回答している上、当時の代表者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る保険料控除等が確認できない。

また、申立人の記憶している同僚1名は、昭和 29 年 4 月にA社に入社したと供述しているところ、社会保険事務所の記録では、同人のA社における資格取得日は昭和 31 年 9 月 1 日と記録されており、入社日から資格取得日までに1年半程度の開きがあることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員で連絡の取れた5名のうち、2名は、入社したとする日から資格取得日までに3年間以上の開きがあることが確認できる上、2名共その間に保険料控除はなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から 55 年 1 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当時の資料を保管していないため、確認できないものの、申立期間当時、申立人は正社員ではなかったので、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除することもなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立人の記憶している同僚2名のうち、1名は申立期間にA社に在職しておらず、残り1名は、申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明であると供述しているため、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除を確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できた従業員のうち、連絡の取れた1名は、申立人は、申立期間当時、社員でなかったと思うと供述しており、その他の従業員の多くは、既に死亡又は所在不明であり、申立期間に係る申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 31 日から 60 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間は、B社のC現場で、下請けであったA事業所の現場責任者として継続して勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主、同僚及び申立期間当時の元請会社社員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所から提出された昭和 60 年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届確認決定通知書に申立人の氏名は無い上、事業主は、このほかに申立人の保険料を控除していたことを示す資料を保有していないと回答している。

また、申立期間当時、申立人と同様に工事現場監督として勤務していた同僚2名のA事業所における厚生年金保険の加入記録をみると、2名とも、申立人と同様に、加入期間に空白期間があり継続していない。このことに関して、上記同僚のうち1名は、「現場ごとに雇用されていたため、契約社員扱いであった。」と供述している。

さらに、申立人には、申立期間以外にもA事業所における厚生年金保険の未加入期間がある上、A事業所が加入していた健康保険組合の記録では、申立期間のうち、昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 7 月 31 日までの期間は、被保険者期間となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 9 年 1 月から 10 年 1 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 2 月 28 日の後の同年 3 月 2 日に、当該標準報酬月額の記録は、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 10 年 3 月 2 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、平成 10 年 2 月にA社を閉鎖するまでは同社の経営は順調であり、社会保険料を滞納した記憶も無く、また、社会保険事務所の職員と話をした記憶も無いと供述しているが、社会保険事務所が保管している同社の滞納処分票には、同社が 9 年 9 月から 10 年 1 月まで社会保険料を滞納していること及び申立人が複数回にわたって社会保険事務所に電話を掛けていることが記載されている。

さらに、申立人は、A社の社会保険に関する事務は担当者に全て任せており、社会保険に関する届出書を自分で提出したことはないと供述しているが、社会

保険事務所が保管している同社の滞納処分票には、平成 10 年 2 月 23 日に社会保険事務所の職員が申立人宅を訪問した際に、申立人が社会保険事務所の職員に対応し、同社を厚生年金保険の適用事業所でなくするための届出を提出していることが記載されている。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 51 年 12 月 1 日から勤務をしていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後にA社（平成 12 年に、吸収合併によりB社に変更、現在は解散。）において厚生年金保険に加入しているが、申立期間の当初からA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の加入記録は昭和 53 年 4 月 1 日からとなっており、申立期間の勤務が確認できない。

そこで、A社の承継会社であるB社の代表清算人に照会を行ったが、申立人の申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、申立期間当時のA社の代表取締役及び経理担当者は既に死亡しており、これらの者から申立人の入社日や厚生年金保険の加入の有無など、申立期間当時の状況を確認することはできない。

そこで、申立人が名を挙げた同僚二人のほか、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から 11 人の従業員に照会したところ、このうち 8 人が、申立人が同社に勤務していた旨を供述しており、この

うちさらに一人は、自身が入社した昭和 52 年 4 月 1 日の時点では、申立人が既に勤務していたと供述していることから、申立人は、少なくとも同日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のころに A 社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、入社日と厚生年金保険の加入日との間に記録の無い期間がある旨を供述している従業員がいることから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時、A 社は政府管掌健康保険に加入していたが、申立人の同社における厚生年金保険の加入期間中である昭和 63 年 9 月 1 日付けで健康保険組合に新たに加入する手続きを行っており、その際の事務引継書においても、申立人の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と同じ 52 年 8 月 1 日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間当時は国民健康保険に加入していたと供述しており、当時の厚生年金保険料の控除についても明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から36年5月17日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が1万8,000円で、当時の給与に対応していないことが判明した。給与明細書等資料は無いが、給与月額は2万4,000円ぐらいであったと記憶している、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和35年5月から36年4月まで1万8,000円となっているが、当時の給与月額は2万4,000円ぐらいであったと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備はなく、社会保険庁のオンライン記録とも一致しているため、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社は、昭和37年4月16日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る商業登記の記録も確認できない上、申立期間当時の事業主も既に死亡している。

さらに、本確認申立てに関する調査の実施に当たり、A社の元従業員に対して照会を行うことについて申立人の同意が得られなかったことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険の控除額等について確認すること

ができない。

加えて、申立人は、給与から控除されていた保険料の金額について記憶がないまいであり、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 20 日から同年 10 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が申立期間の直前まで同社で厚生年金保険に加入していたことが確認でき、申立人は、申立期間も引き続き勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本においても既に解散登記がなされており、当時の代表者や他の役員の連絡先も不明であることから、これらの者から申立期間に関する申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除の有無及び同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 41 年 3 月 21 日から同年 7 月 25 日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人はA社における上司・同僚を記憶していないため、前述の被保険者名簿から複数の従業員に対して照会を行い、うち一人から申立人が勤務していたことを記憶している旨の回答を得たが、詳細を聴取することができず、申立期間における申立人の勤務実態や退職の時期を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、

申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。